# 第８回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日　時　令和８年１０月２８日（水）
午前１０時から正午まで
会　場　松本市役所東庁舎４階　第３委員会室

## 次　　第

１　開　会

２　部会長あいさつ

３　議　事

⑴　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

ア　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する市民アンケート調査　（資料１）

イ　検討項目⑥　制度の見直し方法　（資料２）

ウ　検討項目⑪　制度実施時に併せて実施すべき施策　（資料３）

エ　議論が必要な項目の整理　（資料４）

⑵　次回の専門部会について

⑶　その他

※ 検討を通して使用する資料【Ⅱ/Ⅲ/Ⅳは毎回使用するため、ご持参ください。】

Ⅰ　制度内容検討資料１（諮問項目に対する検討項目等）※更新したものを毎回配布

Ⅱ　制度内容検討資料２（自治体アンケート結果概要版）

Ⅲ　制度内容検討資料３（一般廃棄物処理有料化の手引き）

Ⅳ　制度内容検討資料４（令和８年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方）

４　閉　会

資料１－１

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する<br>市民アンケート調査

市民の皆様には日頃からごみの減量や分別に対する御理解や御協力をいただいており、心から感謝申しあげます。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度とは、ごみを出す量に応じて公平に市民の皆様にご負担いただくことにより、ごみの減量や分別の推進、市民の皆様の意識を変えていくことなどにつなげ、循環型社会に向けて転換していくための施策の一つです。松本市においては、この制度の仕組みや導入効果等について、令和７年４月に松本市環境審議会に対して諮問し、現在、専門部会において制度内容について議論しています。検討の基礎資料とするため、市民の皆様にアンケート調査を実施いたしますので、ご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

松本市
松本市環境審議会

回答方法：下記ＱＲコードの回答フォームから回答
又は同封の返信用封筒で返信
回答期限：令和８年１２月〇日（〇）まで
にご回答をお願いいたします。

QR
コード

回答フォームから回答する場合は、
アクセス後に 000000 を入力してください。

ご記入にあたって
１　このアンケートは、住民基本台帳（令和８年１０月１日現在）から無作為に抽出した世帯主２，０００人にお送りしています。
２　記入上の注意
① 主にごみ袋を購入したり、ごみを集積所に出したりする人がご記入ください。
② 別添の参考資料に、ごみ排出量、ごみ処理経費、他自治体の制度の導入状況等をまとめています。**参考資料をご覧いただいてから**アンケートをご回答ください。
③ 該当する選択肢のうち当てはまる数字を各設問の記入欄にご記入ください。
④ ご意見等があれば最後の設問にご記入ください。
⑤ お答えいただいた内容については、目的外には使用しません。

【お問い合わせ先】松本市　環境エネルギー部　資源循環推進課
メール：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp
電話：0263-47-1096 ファックス：0263-40-1335

## 制度導入を検討しようとした理由

### ◎ごみ処理を持続可能なものとするため、ごみ減量化が必要です。

私たちが日常生活を営む上で、ごみ処理は欠かすことのできない行政サービスです。一方で、最終処分場の容量やそれぞれの施設で処理できるごみの量には限りがあり、ごみ処理やごみ処理施設の整備には多額の費用がかかります。今後も安定したごみ処理を続け、次世代の負担を抑えるためには、処理するごみの量を減らすことが必要です。【参考資料１、２】

### ◎県内１９市の中で松本市の１人１日当たりごみ排出量は最も多いです。

松本市の１人１日当たりのごみ排出量は、市民の皆様のごみ減量化、分別の取組みのおかげで９１８ｇ（令和７年度実績）となっていますが、県内１９市の中では最も多くなっています。【参考資料３】

### ◎可燃ごみにはまだ減らせるものが多く含まれています。

可燃ごみの中には、食べ残しや過剰除去などのまだ食べられる食品や紙やプラスチックなどのリサイクルできるものが含まれており、これらを削減することは可能です。【参考資料４】

### ◎この制度はごみ減量化や適正な分別につながる仕組みです。

ごみの排出量に応じて一定の費用をご負担いただく制度は、ごみ袋の価格に一定の費用を上乗せすることで、ごみを減らすと使用するごみ袋の枚数が減り、費用負担も抑えられる仕組みです。全国の多くの自治体で導入されており、環境省の資料では、制度を導入した自治体の多くは、ごみの排出量が減少しています。【参考資料５、６】

### ◎多くのごみを排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けています。

ごみの量が増えれば、ごみ処理に必要な費用もその分だけ増加するため、不十分な分別でごみを多く排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けることになります。ごみを多く排出する人には、より多くの費用をご負担いただくことが、ごみ減量や分別に取り組んでいただいている人との公平化につながります。【参考資料７】

【参考】

■家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討状況について

これまでの経過や専門部会の資料、議事録をホームページに掲載しています。

■松本市の詳細なごみ処理の状況について

松本市のごみ排出量やごみ処理の状況など、より詳しい内容をホームページに掲載しています。

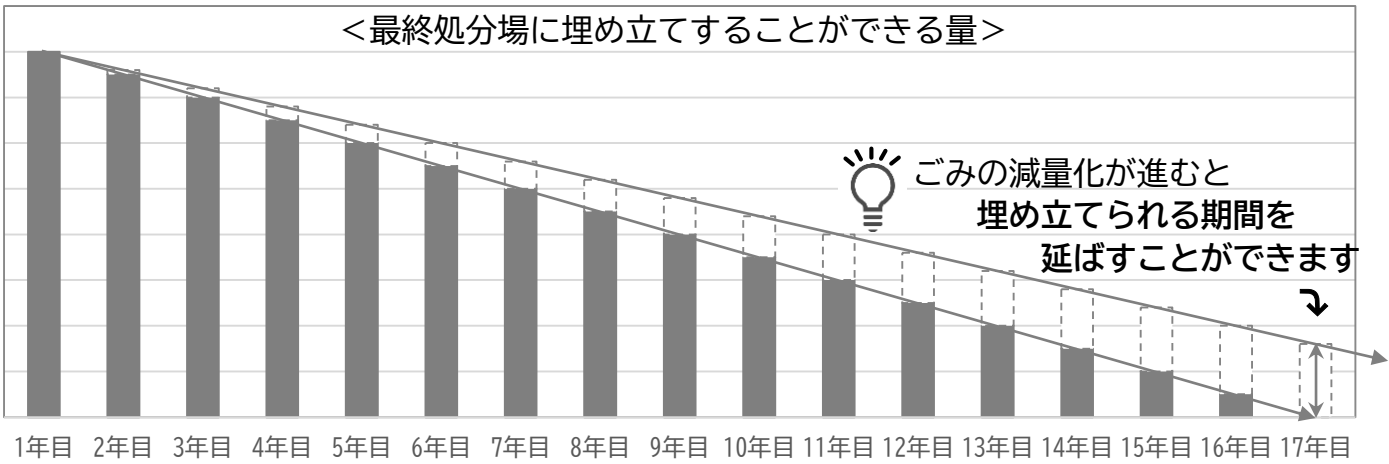
参考資料

資料１－２

# 1 松本市のごみ処理施設等の施設整備

✔最終処分場の容量に限りがあるため、埋立終了後には新たな施設整備が必要

✔焼却施設は他の施設より耐用年数が短く定期的な更新が必要




| 項目 | 新ごみ処理施設（焼却施設等）※ | 新一般廃棄物最終処分場（エコトピア山田） |
|---|---|---|
| 概要 | ▸ 処理能力<br>・焼却施設：312トン／日（156トン／日×2炉）<br>・破砕処理施設：13トン／5ｈ<br>（埋立ごみを同時に処理する場合は16トン／5ｈ）<br>・プラスチックリサイクル施設：13トン／5ｈ<br>▸ 供用開始予定<br>令和15年度から | ▸ 処理能力<br>埋立地の面積　21,260 ㎡<br>埋立容量　206,500 ㎥<br>▸ 埋立可能年数<br>令和10年度から令和26年度まで<br>（17年間） |
| 再整備費用 | 新ごみ処理施設建設費：385億円～616億円 | 新処分場再整備費：約62億5千万円 |

※新ごみ処理施設基本計画改定版（令和8年3月、松塩地区広域施設組合）から抜粋

将来にわたって最終処分場の確保が必要であり、処理費用や施設整備費用も恒久的にかかるため、ごみを減らしていかなければなりません。

# 2 松本市のごみ処理にかかる費用（令和７年度）

✔ごみ処理費用は、年間で総額約25億円、1世帯当たり約1,929円/月

≪ごみ処理にかかる費用≫

令和７年度
ごみ処理費用（し尿を除く。）

**25億5,996万円**

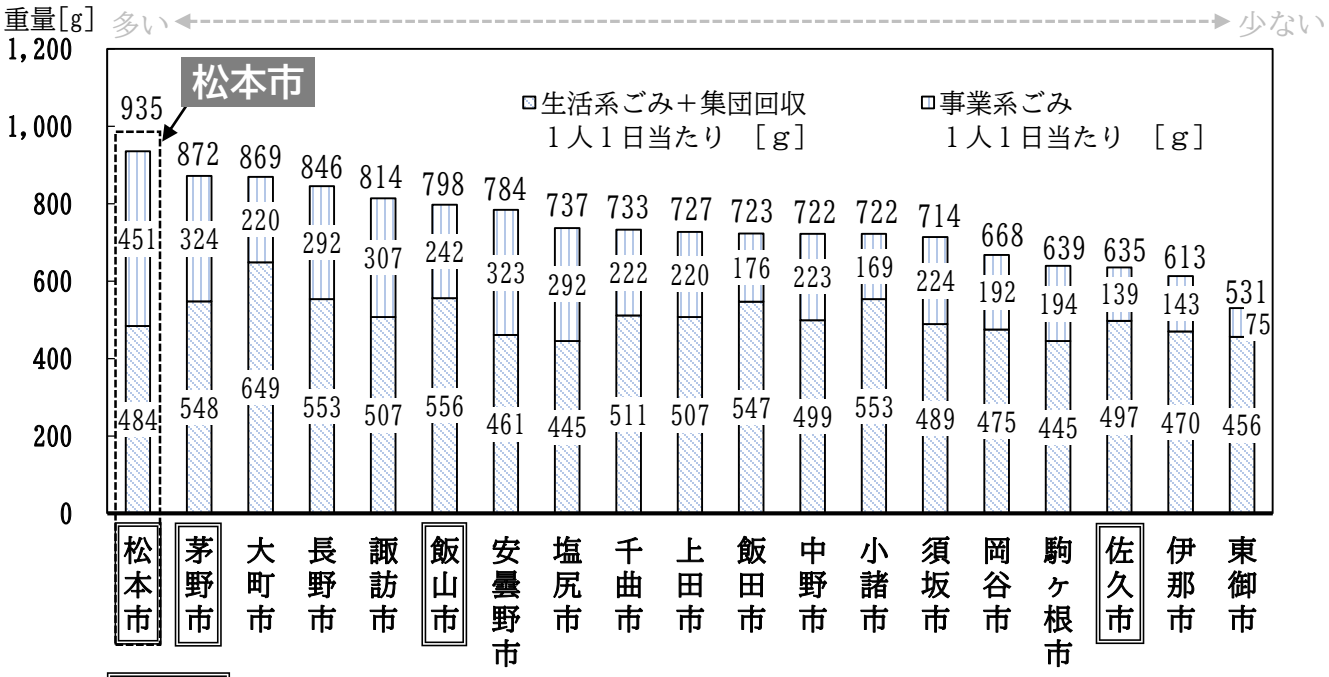
１世帯当たりの
ごみ処理費用（月額）は、

**約 1,929円**

世帯数（R7.10.1）110,581世帯

# 3 他自治体の１人１日当たりのごみ排出量及び制度導入状況

✔松本市は県内19市の中で１人１日当たりのごみ排出量が**最多**




：家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
※松本市は集合住宅のごみの一部を事業系ごみとして収集しているため、事業系ごみが多くなっています。

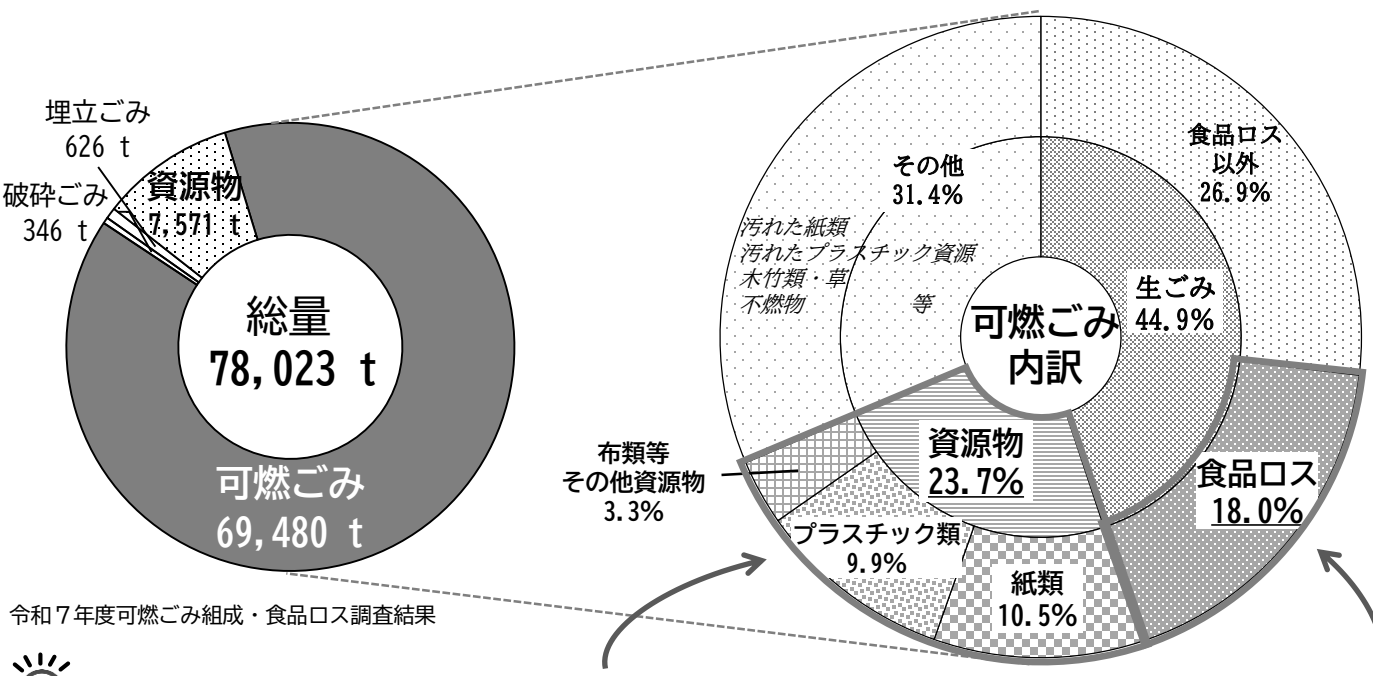
環境省：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査

【県内の状況】
県内の19市のうち15市は制度を導入（導入率：**78.9**%、R6実績）

# 4 松本市のごみ排出量の内訳（令和７年度）

✔ごみ排出量のうち**約９割**が可燃ごみ

✔家庭系可燃ごみの中には、まだ減らせるもの、分別できるものが**約４割**




令和７年度可燃ごみ組成・食品ロス調査結果

家庭系可燃ごみの中には　資源物が**約４分の１**　　食品ロスが**約５分の１**

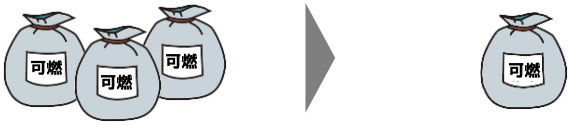
## 5 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度とは

現在
袋代

制度導入後
袋代
＋
手数料
※ごみの排出量に応じて
ご負担いただきます

✔費用負担を抑えるため…

・ごみを減らそうと意識します




・ごみを分けて出そうと意識します




資源物は手数料無し

制度を導入すると松本市全体の
ごみ減量化・再資源化が図られます

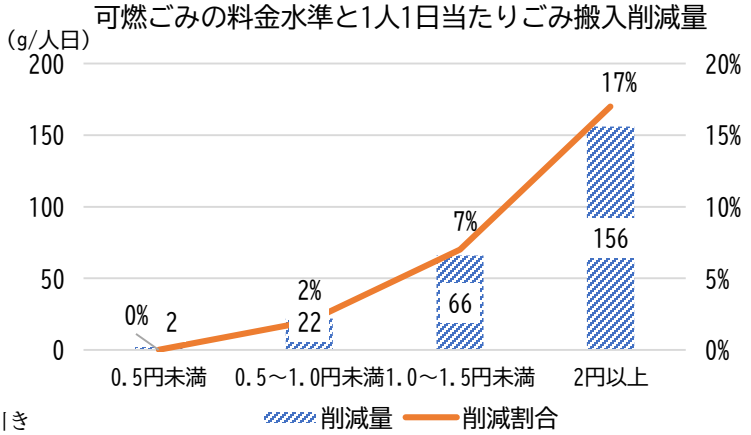
## 6 制度導入による効果

✔料金水準が高くなるほど、
**排出抑制効果も高くなる**傾向

**1.0～1.5**円未満の場合、
1人1日当たりのごみ削減量は
**7**%

環境省：一般廃棄物処理有料化の手引き

可燃ごみの料金水準と1人1日当たりごみ搬入削減量




✔制度導入後の１世帯当たりの**ごみ処理費用に対するご負担額**は**約16～21%**

制度を導入しても**ごみ処理費用の大部分は市税等**からまかないます。

| | |
|---|---|
| 単価 | 案として出ている費用負担額<br>**1.0～1.3円/ℓ** |
| 使用枚数 | 1カ月あたり 可燃 30ℓ ×9　破砕・埋立 30ℓ ×2 |

**１世帯当たりの**
ご負担額（月額）は、

1.0円/ℓの場合　**約 312.4円**（約16%）
1.3円/ℓの場合　**約 411.4円**（約21%）

※可燃10枚、破砕・埋立2枚を使用する世帯が制度導入によりごみ減量が図られ、
袋を1枚使用しなくなると仮定しています。
※1世帯当たりのごみ処理費用（月額）は、約1,929円/月で計算しています。

**ご負担いただく金額はごみ処理にかかる費用の一部です**

✔近隣の塩尻市・安曇野市の手数料は、**1.0～2.0**円/ℓ

■塩尻市

| 袋の種類 | 45ℓ | 25ℓ | 14ℓ |
|---|---|---|---|
| もえるごみ | 60円(1.3円) | 30円(1.2円) | 15円(1.1円) |
| **袋の種類** | **30ℓ** | **18ℓ** | **8ℓ** |
| うめたてごみ | 60円(2.0円) | 30円(1.7円) | 15円(1.9円) |

■安曇野市

| 袋の種類 | 50ℓ | 30ℓ | 20ℓ |
|---|---|---|---|
| もえるごみ | 50円(1.0円) | 30円(1.0円) | 20円(1.0円) |
| **袋の種類** | ー | **30ℓ** | **20ℓ** |
| もえないごみ | ー | 手数料なし | 手数料なし |

※上記金額のほか、袋代が別途かかっています。松本市の可燃ごみの袋の場合、30ℓ・15ℓの2種類が販売されています。

# 7 排出量に応じた費用負担の公平化

## 現在

✔ごみの量が増えれば、ごみ処理に必要な費用もその分だけ大きくなります。
✔ごみを多く排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けています。

- 分別していない人
- ごみの減量に取り組んでいない人




- 分別している人
- ごみの減量に取り組んでいる人




ごみ量（可燃）　：　多　＞　少

費用負担※　　：　**量に関わらず行政が負担**

ごみ量が多い人の方が「受けるサービス」が大きい

※現在は、手数料はありませんが袋代がかかっています。

## 制度導入後　※可燃ごみ、不燃ごみは手数料あり、資源物は手数料なしと仮定

✔ごみを多く出す人の費用が多く、ごみの減量、分別に努めていただいた人の費用が少なくなる制度とすることで、行政サービスに対する費用負担が公平になります。

- 分別していない人
- ごみの減量に取り組んでいない人




- 分別している人
- ごみの減量に取り組んでいる人




分別すれば負担軽減

ごみ量（可燃）　：　多　＞　少

費用負担　　：　多　＞　少

公平に

資料１－３

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する市民アンケート調査票

インターネットで回答できる場合は、ＱＲコードからアクセスしてご回答ください。
インターネットから回答する場合は右の数字が必要となります。

ＱＲ
コード

No. 000000

該当する番号を右の空欄に記入してください。

## Ⅰ．基本情報

問１　年齢

1. 20 歳未満　2. 20～29 歳　3. 30～39 歳　4. 40～49 歳
5. 50～59 歳　6. 60～69 歳　7. 70 歳以上

問２　性別

1. 男性　2. 女性　3. その他　4. 無回答

問３　居住形態

1. 持ち家（一戸建て）　2. 持ち家（ﾏﾝｼｮﾝ）　3. 賃貸住宅（一戸建て）　4. 賃貸住宅（ﾏﾝｼｮﾝ･ｱﾊﾟｰﾄ）
5. その他

問４　世帯人数

1. 1 人　2. 2 人　3. 3 人　4. 4 人以上

問 4-2　世帯の中で紙おむつを常時使用する方

1. 1 人　2. 2 人　3. 3 人　4. 4 人以上　5. なし

※減免対象者の検討のため本設問を設定しています。

問５　居住地区

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 第一 | 2 第二 | 3 第三 | 4 東部 | 5 中央 | 6 城北 | 7 安原 | 8 城東 | 9 白板 |
| 10 田川 | 11 庄内 | 12 鎌田 | 13 松南 | 14 島内 | 15 中山 | 16 島立 | 17 新村 | 18 和田 |
| 19 神林 | 20 笹賀 | 21 芳川 | 22 寿 | 23 寿台 | 24 岡田 | 25 入山辺 | 26 里山辺 | 27 今井 |
| 28 内田 | 29 本郷 | 30 松原 | 31 四賀 | 32 安曇 | 33 奈川 | 34 梓川 | 35 波田 | 36 不明 |

問６　指定ごみ袋を使用していますか。

1. 使用している　2. 使用していない

次ページ「問 6-2」へ

問 6-1（「1. 使用している」を選択した場合）

1 カ月間の指定ごみ袋の使用量を品目別に教えてください。※平均的な枚数を記入してください。

⑴ 可燃（赤色）

1. 使用しない　2. 1 枚未満　3. 1～4 枚　4. 5～8 枚
5. 9～12 枚　6. 13～16 枚　7. 17～20 枚　8. 21 枚以上

⑵ 破砕埋立（青色）

1. 使用しない　2. 1 枚未満　3. 1 枚
4. 2 枚　5. 3 枚　6. 4 枚以上

⑶ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（黄色）

1. 使用しない　2. 1 枚未満　3. 1 枚　4. 2 枚
5. 3 枚　6. 4 枚　7. 5 枚　8. 6 枚以上

⑷ 剪定枝 落ち葉（緑色）

1. 使用しない　2. 1 枚未満　3. 1 枚　4. 2 枚
5. 3 枚　6. 4 枚　7. 5 枚　8. 6 枚以上

問 6-2（「2.使用していない」を選択した場合）

指定袋を使用していない理由を教えてください。

1. 集合住宅に居住　2. ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに直接持込　3. その他

## Ⅱ．ごみ減量化、分別等の意識や評価について

問 7　ごみの量を減らすための取組みが浸透していると思いますか。

1. そう思う　2. ややそう思う　3. あまりそう思わない　4. そう思わない
5. わからない

問 8-1　ごみ減量化、分別等に関して市から以下の媒体で配信していますが、最もご覧になる媒体はどれですか。

1. 公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　2. ごみ分別アプリ　3. LINE　4. 広報まつもと
5. 回覧板　6. 日程表・分別表等の紙　7. その他

問 8-2　ごみ減量化、分別等に関する周知に満足していますか。

1. している　2. 少ししている　3. あまりしていない　4. していない
5. わからない

問 9　ごみ減量化、分別等に関心はありますか。

1. ある　2. 少しある　3. あまりない　4. ない

問 10　ごみ減量化、分別等を実践していますか。

1. している　2. 少ししている　3. あまりしていない　4. していない

## Ⅲ．ごみ処理の現状について

※この項目については、同封してある【参考資料】をご覧になってからご回答ください。

問 11　【参考資料 1】新ごみ処理施設や最終処分場が再整備中であることをご存じでしたか。

1. 知っていた　2. 知らなかった

問 12　【参考資料 2】松本市のごみ処理経費についてどう思いますか。

1. 高いと思う　2. 妥当だと思う　3. 安いと思う　4. わからない

問 13　【参考資料 3】松本市は長野県内の市の中で 1 人 1 日当たりごみ排出量が最も多いことをご存じでしたか。

1. 知っていた　2. 知らなかった

問 14　【参考資料 4】可燃ごみの中への食品ロスや資源化可能物の混入率をどう思いますか。

1. 多いと思う　2. 想定どおり　3. 少ないと思う　4. わからない

問 15　【全体を通して】ごみ減量化施策を講じていくことは必要だと思いますか。

1. 必要がある　2. 必要はない　3. わからない

## Ⅳ. 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度について

【参考】これまでの専門部会で現時点では主に以下の内容が集約されています。
・制度の対象となるごみの種類：「可燃ごみ」「破砕・埋立ごみ」「粗大ごみ」 ※資源物は対象外
・費用の負担方法：費用を上乗せした指定袋の使用（現在指定袋を使用していない世帯も対象となる方向で検討）
・費用の金額設定：「可燃ごみ」：1.0 円～1.3 円／ℓ 「破砕・埋立ごみ」：1.0 円～1.3 円／ℓ

問 16　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度についてどのような認識をお持ちですか。
「全く思わない」を 1、「とても思う」を 5 として 5 段階でお答えください。

| | 全く思わない← | | | | →とても思う | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 制度を導入すると、ごみの減量・再資源化につながる。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| ⑵ 制度を導入すると、市民の環境に対する意識向上につながる。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| ⑶ 制度を導入すると、ごみの排出量にかかわらず公平性が図られる。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| ⑷ 制度導入による手数料の使い道が明らかであれば受け入れられる。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

問 17　下図から想定される費用負担額を算出いただき、受け入れられる費用負担について教えてください。

| | | |
|---|---|---|
| 1. 1.0 円/ℓ未満 | 2. 1.0 円/ℓ | 3. 1.0 円/ℓ超 1.3 円/ℓ未満 |
| 4. 1.3 円/ℓ | 5. 1.3 円/ℓ超 | 6. わからない |

【各ご家庭の費用負担額】
１カ月に使用する指定ごみ袋の枚数（可燃、破砕・埋立の合計）を以下に記入いただくと費用負担額を計算できます。

大きい袋（30ℓ）の使用枚数
［　　］枚 × 30ℓ（大） ＝ ［　　］ℓ
小さい袋（15ℓ）の使用枚数
［　　］枚 × 15ℓ（小） ＝ ［　　］ℓ
＋ ＝ ［　　］ℓ

1.0 円/ℓの場合
× 1.0 円/ℓ ＝ ［　　］円
1.3 円/ℓの場合
× 1.3 円/ℓ ＝ ［　　］円

選択肢の単価の範囲
費用負担額
1. 1.0 円/ℓ未満
2. 1.0 円/ℓ
3. 1.0 円/ℓ超 1.3 円/ℓ未満
4. 1.3 円/ℓ
5. 1.3 円/ℓ超

例：現在ひと月に可燃ごみの袋（大:30ℓ）を **10** 枚、破砕・埋立ごみの袋（大:30ℓ）を **2** 枚使用している世帯の費用負担額（制度導入後に減量化に取り組み可燃ごみの袋（大:30ℓ）を **1 枚削減**したと仮定）

大きい袋（30ℓ）の使用枚数
［ 11 枚］ × 30ℓ（大） ＝ ［330 ℓ］
小さい袋（15ℓ）の使用枚数
［　　］枚 × 15ℓ（小） ＝ ［　　］ℓ
＋ ＝ ［330 ℓ］

1.0 円/ℓの場合
× 1.0 円/ℓ ＝ ［330 円］
1.3 円/ℓの場合
× 1.3 円/ℓ ＝ ［429 円］

費用負担額

※指定ごみ袋の１枚当たりの価格は、可燃：16 円、破砕・埋立：21 円（市調査（令和 8 年 6 月）による）となっており、袋代はこれまでどおりかかります。
※袋代＝袋の単価×消費税×使用枚数　　※費用負担＝手数料単価×容量×使用枚数可燃
※袋の製造コストの変動については考慮していません。
※【参考】１世帯当たりの１カ月のごみ処理費用は **1,929** 円（令和 7 年度）となっています。
※【参考】袋代込みの費用負担の計算例
袋代：（可燃の袋 16 円×1.1×10 枚）＋（破砕・埋立の袋 21 円×1.1×2 枚）＝222.2 円　…①
袋代の削減：可燃の袋 16 円×1.1×1 枚＝17.6 円　…②
1.0 円/ℓの場合：1.0 円/ℓ×30ℓ×（可燃 10 枚＋破砕・埋立 2 枚―削減 1 枚）＝330 円の増　…③
現在の費用負担額(①)：222.2 円 → 導入後の費用負担額(①－②＋③)：534.6 円

問 18　手数料の使途（使い道）として適切だと思う施策を 3 つまで教えてください。

| | | |
|---|---|---|
| 1. ごみ収集運搬 | 2. ごみの処分 | 3. ごみの再資源化 |
| 4. 施設維持管理 | 5. 施設整備 | 6. 発生抑制等の周知啓発 |
| 7. 補助金の充実 | 8. 不法投棄対策 | 9. 資源物回収拠点の増加 |
| 10. 排出困難者支援 | 11. 集積所整備 | 12. 集積所維持管理 |
| 13. 収集頻度の増加 | 14. その他 | 15. わからない |

【選択肢の補足】

1. ごみの収集運搬に係る費用
2. 資源物以外のごみの中間処理や最終処分に係る費用
3. 資源物のリサイクルに係る費用
4. ごみ処理施設を維持管理していく費用
5. ごみ処理施設を新たに整備する費用
6. 市民の皆様への周知啓発に係る費用
7. 生ごみ処理機等の補助金の充実に係る費用
8. パトロール等の不法投棄対策に係る費用
9. 資源物を回収できる場所を増やす費用
10. ごみ出しが難しい方の支援費用
11. ごみステーションの整備に係る費用
12. ごみステーションの維持管理に係る費用
13. ごみを収集する頻度を増やす費用

問 19　原則として一律の費用負担とすることが公平さにつながりますが、生活困窮世帯や紙おむつ使用世帯などに対する配慮は必要があると思いますか。配慮をする対象者として適切だと思うものを 3 つまで教えてください。必要がないと思う場合は、7. を選んでください。

| | |
|---|---|
| 1. 生活保護受給世帯 | 2. 乳幼児(2-3 歳未満)のいる世帯 |
| 3. 紙おむつ使用者 | 4. 児童扶養手当受給世帯 |
| 5. 障がい者手帳所持者のいる住民税非課税世帯 | 6. その他 |
| 7. 必要はない | 8. わからない |

問 20　制度導入後に、生ごみの水切りやコンポストの活用、紙やプラスチックをさらに分けて出すなど、ごみ減量化や分別に取り組むようになると思いますか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. 変わらない | 4. わからない |

問 21　制度が導入された場合に実施を希望する施策を 3 つまで教えてください。

| | |
|---|---|
| 1. 生ごみ処理機等の補助金の充実 | 2. 分別区分の増加 |
| 3. 分別区分の減少 | 4. 収集頻度の増加 |
| 5. 不法投棄対策 | 6. 資源物回収拠点の増加 |
| 7. 発生抑制等の周知啓発の充実 | 8. 排出困難者支援 |
| 9. 集積所整備 | 10. 集積所維持管理 |
| 11. その他 | 12. わからない |

## Ⅴ．その他のごみに関する制度について

≪市の指定ごみ袋を使用しておらず、問に対して回答が難しい方は「わからない」を選択してください。≫

問 22-1　可燃ごみや資源物などの現在の分別区分についてどう思いますか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |

問 22-2　可燃ごみや資源物などの現在の分別区分はわかりやすいですか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. わかりやすい | 2. わかりにくい | 3. どちらとも言えない | 4. わからない |

問 23　週〇回、月〇回などの収集頻度について、以下の分別でそれぞれどう思いますか。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ | 可燃ごみ | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑵ | 破砕・埋立ごみ | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑶ | プラスチック資源 | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑷ | 紙類 | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑸ | ペットボトル | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑹ | ｱﾙﾐ缶・ｽﾁｰﾙ缶 | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑺ | 雑びん | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |
| ⑻ | その他の資源 | 1. 適切 | 2. 多い | 3. 少ない | 4. わからない |

問 24　可燃ごみと破砕・埋立ごみの指定袋は 15ℓ・30ℓが販売されていますが、サイズについてそれぞれどう思いますか。

⑴　可燃ごみの袋（赤色）

1.　現行のサイズでよい　　2.　大きいサイズがほしい　　3.　小さいサイズがほしい
4.　わからない

⑵　破砕・埋立ごみの袋（青色）

1.　現行のサイズでよい　　2.　大きいサイズがほしい　　3.　小さいサイズがほしい
4.　わからない

問 25　指定袋の素材・材質について、可燃ごみの袋を破砕・埋立の袋のように破れにくい袋にしてもらいたいという声をいただいています。しかし、可燃ごみの袋を破れにくい材質にすると袋の製造コストが上がるため、袋の小売価格が上がります。このことを踏まえて、指定袋の材質についてどう考えますか。

1.　現行のままでよい
2.　袋自体の値段が上がっても可燃ごみの袋は破れにくい材質がよい
3.　どちらとも言えない
4.　わからない

問 26　指定袋への記名については、ごみを出す方に責任を持って出してもらいたいという趣旨で記名式としていますが、プライバシーの侵害の恐れがあるという声をいただいています。一方で、記名式としない場合は、不適正な排出が増加する可能性があり、ステーションの管理に影響が出る恐れがあります。指定袋の記名についてどう考えますか。

1.　指定袋に記名する方式でよい　　2.　指定袋に記名する方式はやめるべき
3.　どちらとも言えない　　4.　わからない

問 27　高齢者や体が不自由な方等でごみ出しが難しい方に対して支援をしていたり、ごみ出しが難しいため支援を受けていたりする場合は、1～4 の中から選んでご回答ください。支援をしたり、受けたりしていない方は 5 をご記入ください。

1.　無償で高齢者等のごみ出し支援をしている（したことがある）
2.　有償で高齢者等のごみ出し支援をしている（したことがある）
3.　無償でほかの方からごみ出し支援を受けている（受けたことがある）
4.　有償でほかの方からごみ出し支援を受けている（受けたことがある）
5.　ごみ出し支援や受援はしていない（したことはない）
6.　わからない

## Ⅵ. 自由記述（任意）

問 28　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度やごみ処理全般についてご意見・ご要望・懸念点があればご自由にご記入ください。また、これまでの選択肢で「その他」を選んだ場合において、具体的にご記入いただけることがあればこちらにお書きください。

例：ごみの分け方や出し方が難しい、分別した資源物がどうなっているのかわかりにくい、○○をこうしてほしいといった要望など

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。

# 市民アンケート（案）に係る意見対応表

【資料１－４】

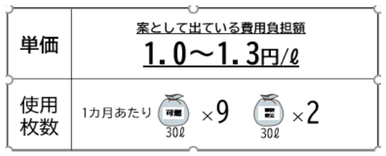
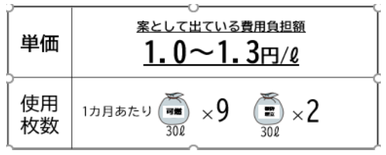
## ■アンケート全般に関する事項

| | 項　目 | 原　案 | 委員意見の概要 | 修正案 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 全般 | ― | 今なぜ有料化が必要なのか理由を説明する必要がある。住民に説明もせずに行おうとする理由は何か。 | 市民アンケート依頼文書裏面の「制度導入を検討しようとした理由」において記載 |
| 2 | 全般 | ― | 茅野市のように全戸にアンケートを配布すべきではないか。 | 全数調査をすることが民意を把握する上で最良であるが、全数の１パーセント程度の抽出でも信頼度に足るものと認識している旨を第7回専門部会で回答 |
| 3 | 全般 | ― | 問6及び問6-2 について、この設問はとても大切だが、集合住宅居住者も費用負担の対象者に変更になる事が周知されていなければ、集合住宅居住者にとってこの後の設問は他人事になるという懸念がある。 | P3上部の「集約されている内容」の中に、「（現在指定袋を使用していない世帯も対象となる方向で検討）」を追加 |
| 4 | アンケート表題 | 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する市民アンケート調査 | 「減量化」という目的を前面に出し、その手段としての排出量に応じた費用負担という体裁にする。 | 原案どおり<br>（理由）<br>ごみの減量化は目的の一つであるため。また、「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度」の市民アンケートであることを明確化するため。 |

## ■制度導入を検討しようとした理由に関する事項（依頼文書裏面）

| | 原　案 | | 委員意見の概要 | 修正案 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 項　目 | 記載内容 | | 項目 | 記載内容 |
| 1 | ◎多くのごみを排出する方ほど、より多くの行政サービスを受けています。 | ごみの量が増えれば、収集・運搬・処分に係る行政コストもその分だけ増加するため、ごみを多く排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けることになります。ごみを多く排出する人には、より多くの費用をご負担いただくことが、ごみ減量や分別に取り組んでいただいている人との公平化につながります。 | ・「不十分な分別でごみを多く排出する人」とした方がよい。 | ◎多くのごみを排出する方ほど、より多くの行政サービスを受けています。 | ごみの量が増えれば、ごみ処理に必要な費用もその分だけ増加するため、不十分な分別でごみを多く排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けることになります。ごみを多く排出する人には、より多くの費用をご負担いただくことが、ごみ減量や分別に取り組んでいただいている人との公平化につながります。 |
| 2 | ◎ごみの中には資源となるものがまだまだ多く含まれています。 | 未だに可燃ごみの中には、まだ食べられる食品や再資源化可能な紙・プラスチックが約４割も含まれています。また、県内１９市の中で、松本市の１人１日当たりのごみ排出量は最も多くなっています。 | ・４割は「食品ロス」+「資源物」か。とすると、「食品ロス」と「食品ロス以外」の区別はどう付けているか。この「食品ロス」は、家庭から出された野菜の可食部分なのか、飲食店・宿泊施設などから事業系一廃として出された文字通りの「食品ロス」を意味するのかによって、受け止め方は大きく異なってくる。<br>・制度目的は資源化ではなく減量化なので、「資源が入っている」事実そのものよりも、だからこそ可燃ごみを減らす余地があるということを中心に伝えるとよい。 | ◎可燃ごみにはまだ減らせるものが含まれています。 | 可燃ごみの中には、食べ残しや過剰除去などのまだ食べられる食品や紙やプラスチックなどのリサイクルできるものが含まれており、これらを削減することは可能です。 |
| 3 | ◎一般廃棄物処理計画の令和９年度目標値はまだ先です。 | 松本市一般廃棄物処理計画における令和９年度の１人１日当たりのごみ排出量の目標値、８６８ｇに対して、令和７年度実績は９１８ｇです。１日当たり５０ｇ（卵１玉(Mｻｲｽﾞ)くらい）ですが、年間に換算すると１人当たり１８．２５ｋｇの削減が必要です。 | ・処理計画にある数値は環境省指針に合わせたものであり、最小限の削減目標に過ぎない。「卵1個」減らせば良いと思わせるような表現は誤解を招く。<br>・原案を基に「目標達成に向け、1人1日あたり50g（卵1個程度）の減量が必要です。」と記載 | ◎県内１９市の中で松本市の１人１日当たりごみ排出量は最も多いです。 | 松本市の１人１日当たりのごみ排出量は、市民の皆様のごみ減量化、分別の取組みのおかげで９１８ｇ（令和７年度実績）となっていますが、県内１９市の中では最も多くなっています。 |
| 4 | ◎ごみ処理は永続的な事業であり、処理費用の大きさや最終処分場の確保が課題です。 | 私たちが日常生活を営む上で毎日排出されるごみの処理は、永続的に行っていかなければならない事業です。ごみ処理に係る費用も大きく、また、最終処分場の容量は限られていることからその確保も恒久的に続いていく課題です。次世代の負担を少しでも抑制するために、あらゆる方法でごみを減量化し、最終処分量を低減していく必要があります。 | ・ごみ処理費用について具体的な数値を記載するとともに、「費用負担制度を導入する理由」ではなく、「減量化が必要な理由」を説明する方が良い。<br>・松本市のごみ処理費用については具体的数値を資料から抜き出して示す。 | ◎ごみ処理を持続可能なものとするため、ごみ減量化が必要です。 | 私たちが日常生活を営む上で、ごみ処理は欠かすことのできない行政サービスです。一方で、最終処分場の容量やそれぞれの施設で処理できるごみの量には限りがあり、ごみ処理やごみ処理施設の整備には多額の費用がかかります。今後も安定したごみ処理を続け、次世代の負担を抑えるためには、処理するごみの量を減らすことが必要です。 |
| 5 | ◎多くの自治体が制度を導入し効果を上げています。 | この趣旨による制度は、既に全国的には約３分の２の自治体で導入、長野県内では１９市のうち１５市が導入しています。環境省の資料では、１Ｌあたり１．０～１．５円未満の料金水準の場合、７%削減したというデータもあります。 | ・費用負担を求めることを示しつつ、ごみを減らすことで袋が少なくなり、負担も抑えられるという構造を伝えたい。<br>・「他の自治体もやっているから松本市でも導入する」というよりも「効果が確認されているからこそ導入する」という内容を中心にすると良い。 | ◎この制度はごみ減量化や適正な分別につながる仕組みです。 | ごみの排出量に応じて一定の費用をご負担いただく制度は、ごみ袋の価格に一定の費用を上乗せすることで、ごみを減らすと使用するごみ袋の枚数が減り、費用負担も抑えられる仕組みです。全国の多くの自治体で導入されており、環境省の資料では、制度を導入した自治体の多くは、ごみの排出量が減少しています。 |
| 6 | 「資料制度導入を検討しようとした理由」の項目の順 | 1. 多くのごみを排出する方ほど、より多くの行政サービスを受けています。<br>2. ごみの中には資源となるものがまだまだ多く含まれています。<br>3. 一般廃棄物処理計画の令和９年度目標値はまだ先です。<br>4. ごみ処理は永続的な事業であり、処理費用の大きさや最終処分場の確保が課題です。<br>5. 多くの自治体が制度を導入し効果を上げています。<br>※便宜的に上から順に付番 | ロジック的に記載順を変更した方が良い。<br>4→３→２→１→５ | 委員意見のとおり修正（項目の内容も上記のとおり修正）<br>（記載順）<br>1. ごみ処理を持続可能なものとするため、ごみ減量化が必要です。<br>2. 県内１９市の中で松本市の１人１日当たりごみ排出量は最も多いです。<br>3. 可燃ごみにはまだ減らせるものが多く含まれています。<br>4. この制度はごみ減量化や適正な分別につながる仕組みです。（新規追加・制度の効果と併合）<br>5. 多くのごみを排出する人ほど、より多くの行政サービスを受けています。 | |

## ■参考資料に関する事項

| | 項　目 | 原　案 | 委員意見の概要 | 修正案 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 参考資料 | 【資料の記載順】<br>1　排出量に応じた費用負担の公平化<br>2　松本市のごみ排出量の内訳<br>3　松本市のごみ処理にかかる費用と負担予定額<br>4　松本市のごみ処理施設等の施設整備<br>5　県内市の１人１日当たりのごみ排出量及び制度導入状況<br>6　制度導入による効果 | （委員意見）<br>・「排出量に応じた費用負担という仕組み」を追加した方が良い<br><br>（事務局案）<br>・依頼文書裏面の「理由の項目」の記載順変更に伴い、参考資料の記載順も変更<br>4→3→5→2→1→6 | 【資料の記載順】<br>1　松本市のごみ処理施設等の施設整備<br>2　松本市のごみ処理にかかる費用と負担予定額<br>3　他自治体の１人１日当たりのごみ排出量及び制度導入状況<br>4　松本市のごみ排出量の内訳<br>5　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度とは（新規追加）<br>6　制度導入による効果<br>7　排出量に応じた費用負担の公平化 |
| 2 | 参考資料 | 1　排出量に応じた費用負担の公平化<br>【現在】<br>✓ごみの量が増えれば、収集・運搬・処分にかかる行政コストもその分だけ増加します。<br>✓ごみを多く排出する世帯ほど、より多くの行政サービスを受けています。 | 「ごみの量が増えるほど、ごみ処理に必要な費用や施設の負担が大きくなります」に修正 | 7　排出量に応じた費用負担の公平化<br>【現在】<br>✓ごみの量が増えれば、ごみ処理に必要な費用もその分だけ大きくなります。<br>✓ごみを多く排出する世帯ほど、より多くの行政サービスを受けています。 |
| 3 | 参考資料 | 2　松本市のごみ排出量の内訳<br>✓ごみ排出量のうち約９割が可燃ごみ<br>✓家庭系可燃ごみの中には、まだ減らせるもの、分別できるものが約４割<br>✓資源物は、①紙類、②びん類、③プラスチック資源の順で排出 | 可燃ごみの中に含まれる資源物の多い順を示す場合は意味があると思うが、資源として排出されている分には問題はないはずなので、資源としての排出量の順は不要と考える。 | 4　松本市のごみ排出量の内訳<br>✓ごみ排出量のうち約９割が可燃ごみ<br>✓家庭系可燃ごみの中には、まだ減らせるもの、分別できるものが約４割<br>資源物の記載を「削除」 |
| 4 | 参考資料 | 2　松本市のごみ排出量の内訳<br>資源物内訳の図表 | 可燃ごみを減らす趣旨なので、資源物の内訳を示す必要はないと思われる。 | 4　松本市のごみ排出量の内訳<br>資源物内訳の図表を「削除」 |
| 5 | 参考資料 | 3　松本市のごみ処理にかかる費用と負担予定額<br><br>制度導入によりごみ減量が図られ、袋を1枚使用しなくなると仮定しています。 | 規定値を10回、1回とするのであれば、その値で良い。<br>どの程度減らすかは仮定で、その程度もまちまちなので、規定値で示せば十分と考える。 | 1　松本市のごみ処理にかかる費用と負担予定額<br><br>（図表は変更なし）<br>可燃10枚、破砕・埋立2枚を使用する世帯が、<br>制度導入によりごみ減量が図られ、袋を1枚使用しなくなると仮定しています。 |

■アンケート項目

| 設問NO | 原案 | 委員意見 | 修正案及びその理由 |
|---|---|---|---|
| 11 | 問11　【参考資料2】松本市のごみ処理経費についてどう思いますか。<br>1.　高いと思う。　2.　妥当だと思う。　3.　安いと思う。　4.　わからない。　□ | ・資料を見るように導入しているので、本設問は削除してもよい。 | 原案どおり<br><br>（理由）<br>本設問は、事務局として、松本市のごみ処理費用がどのくらい掛かっているのかを市民に見ていただきたい（合意形成の一環）という意図があるため。 |
| 12 | 問12　【参考資料3】新ごみ処理施設や最終処分場が再整備中であることをご存じでしたか。<br>1.　知っていた　2.　知らなかった　3.　わからない　□ | ・選択肢「３．わからない」を削除（事務局案） | （削除とした理由）<br>知っていたか否かの設問のため。 |
| 13 | 問13　【参考資料3】ごみ処理施設の整備は必要だと思いますか。<br>1.　必要がある。　2.　必要はない。　3.　わからない。　□ | ・削除（事務局案） | （削除とした理由）<br>設問を減らす方向としている中で、ごみ処理施設の整備の必要性については、「必要」に偏ることが想定されるため。 |
| 15 | 問15　【参考資料5】松本市は長野県内の市の中で１人１日当たりごみ排出量が最も多いことをご存じでしたか。<br>1.　知っていた。　2.　知らなかった。　3.　わからない。　□ | ・資料を見るように導入しているので、本設問は削除してもよい。<br>・事業系ごみが県内で一番多く減らしたとしても、それを市民が知っているかどうかと削減の取り組みをするかどうかは繋がらないのではないか。 | 原案どおり<br><br>（理由）<br>第7回専門部会において、本設問は集合住宅との関連性や事業系一般廃棄物を削減することを主旨とした別の会合との兼ね合いから残しても良いと委員の意見があったため。 |
| | | ・選択肢「３．わからない」を削除（事務局案） | （削除とした理由）<br>知っていたか否かの設問のため。 |
| 17 | 【参考】これまでの専門部会で現時点では主に以下の内容が集約されています。<br>・制度の対象となるごみの種類：「可燃ごみ」「破砕・埋立ごみ」「粗大ごみ」 ※資源物は対象外<br>・費用の負担方法：費用を上乗せした指定袋の使用<br>・費用の金額設定：「可燃ごみ」：1.0円～1.3円／ℓ 「破砕・埋立ごみ」：1.0円～1.3円／ℓ | ・参考部分の図表は削除 | 原案どおり<br><br>（理由）<br>現時点の費用負担額案ついては参考資料に記載がありますが、制度の骨格となる対象ごみ種、費用負担の方法などについて集約されている事項を市民に提示したいため。 |
| 17 | 問17　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度についてどのような認識をお持ちですか。<br>「全く思わない」を1、「とても思う」を5として5段階でお答えください。<br>全く思わない←　→とても思う<br>(1) 制度を導入すると、ごみの減量・再資源化につながる。　1 2 3 4 5　□<br>(2) 制度を導入すると、市民の環境意識向上に寄与する。　1 2 3 4 5　□<br>(3) 制度を導入すると、公平性が図られる。　1 2 3 4 5　□<br>(4) 制度導入による手数料の使途が明確に示されれば受け入れやすい。　1 2 3 4 5　□ | ・もう少し分かりやすくしてほしい。 | 以下のとおり修正<br><br>修正案）<br>(1) 制度を導入すると、ごみの減量・再資源化につながる。<br>(2) 制度を導入すると、**市民の環境に対する意識向上につながる。**<br>(3) 制度を導入すると、**ごみの排出量にかかわらず**公平性が図られる。<br>(4) 制度導入による手数料の**使い道**が明らかであれば受け入れられる。 |
| 18 | 例：現在ひと月に可燃ごみの袋（大:30ℓ）を10枚、破砕・埋立ごみの袋（大:30ℓ）を2枚使用している世帯の費用負担額（制度導入後に減量化に取り組み可燃ごみの袋（大:30ℓ）を1枚削減したと仮定）<br>費用負担額（1カ月あたり）／袋代 ▲17.6円／費用負担(1.0円/ℓ) 330円／合計 312.4円／費用負担(1.3円/ℓ) 429円／合計 411.4円<br>※指定ごみ袋の１枚当たりの価格は、市調査（令和８年６月）による（可燃：16円、破砕・埋立：21円）<br>※袋の製造コストの変動については考慮していません。<br>※袋代＝袋の単価×消費税×使用枚数　※費用負担＝手数料単価×容量×使用枚数<br>◆１世帯当たりの１カ月のごみ処理費用は1,865円（令和６年度）となっています。 | ・例の図表は削除 | 原案から分かりやすく修正<br><br>（理由）<br>第7回専門部会において、受容できる金額設定の設問は、分かりやすくしてほしいとの意見があったため。 |
| 18 | 以上の例を踏まえて受容できる費用負担の単価について教えてください。<br>1.　1.0円/ℓ未満　2.　1.0円/ℓ　3.　1.0円/ℓ超1.3円/ℓ未満<br>4.　1.3円/ℓ　5.　1.3円/ℓ超　6.　わからない　□ | 設問修正案）<br>◎今より、どのくらいの増額であれば妥当だと思いますか。（大：30L・20枚入り）<br>1.600円未満　2.600円　3.600円以上780円未満　4.780円　5.780円以上　6.わからない<br><br>◎手数料水準の閾値から単価への切り替えは、具体的な意向把握につながるが、1ℓ1円が多数を占めることが予想される。<br>◎もう少し分かりやすくしてほしい。例えば、10枚当たり○円から○円になるなど（30L袋の今の負担額と有料化後の負担額の比較ができるように）。 | 選択肢は原案どおり。例には、袋代込みの費用負担の計算例を追記<br><br>（理由）<br>単価とする理由<br>・世帯によって排出量が異なり、負担金額も変わるため。<br>・単純に1リットル当たりの単価に変更した方が、市民に分かりやすく、具体的な意向を確認できるため。 |

| 設問NO | 原案 | 委員意見 | 修正案及びその理由 |
|---|---|---|---|
| 18 | 【ご参考】<br>１カ月に使用する指定ごみ袋の枚数（可燃、破砕・埋立の合計）を以下に記入いただくと、費用負担額を計算できます。<br>大きい袋（30ℓ）の使用枚数<br>［　　枚］ × 30ℓ（大） ＝［　　ℓ］<br>小さい袋（15ℓ）の使用枚数<br>［　　枚］ × 15ℓ（小） ＝［　　ℓ］<br>＋ ＝［　　ℓ］<br>1.0円/ℓの場合、<br>× 1.0円/ℓ ＝［　　円］<br>1.3円/ℓの場合、<br>× 1.3円/ℓ ＝［　　円］ | ・参考の図表は削除 | 原案どおり<br><br>（理由）<br>第7回専門部会において、受容できる金額設定の設問は、分かりやすくしてほしいとの意見があったため。 |
| 19 | 問19　手数料の使途（使い道）として適切だと思う施策を３つまで教えてください。<br>1. ごみ収集運搬　2. ごみの処分　3. ごみの再資源化<br>4. 施設維持管理　5. 施設整備　6. 発生抑制等の周知啓発<br>7. 補助金の充実　8. 不法投棄対策　9. 資源物回収拠点の増加<br>10. 排出困難者支援　11. 集積所整備　12. 集積所維持管理<br>13. 収集頻度の増加　14. その他　15. わからない | ・問19と問20について、回答がほぼ重なることが予想される。<br>・有料化で得たお金で賄うものではないのでは？ | 原案どおり。ただし、旧問20（希望する施策）を問21に移行<br><br>（理由）<br>適切だと考える「手数料の使途」と実際に制度が導入された場合に「希望する施策」のそれぞれについて意向を確認したいため。なお、第7回専門部会において、「手数料の使途を定める」として集約されており、本設問は充当する具体的な施策を検討するための設問となっている。 |
| 20 | 問20　制度が導入された場合に実施を希望する施策を３つまで教えてください。<br>1. 生ごみ処理機等の補助金の充実　2. 分別区分の増加<br>3. 分別区分の減少　4. 収集頻度の増加<br>5. 不法投棄対策　6. 資源物回収拠点の増加<br>7. 発生抑制等の周知啓発の充実　8. 排出困難者支援<br>9. 集積所整備　10. 集積所維持管理<br>11. その他　12. わからない | ・問19と問20について、回答がほぼ重なることが予想される。 | 同上 |
| 21 | 問21-1　原則として一律の費用負担とすることが公平さにつながりますが、生活困窮世帯や紙おむつ使用世帯などに対する配慮は必要があると思いますか。<br>1. 必要がある　2. 必要はない　3. わからない<br>（「1.必要がある」と回答した場合）<br>問21-2　配慮をする対象者として適切だと思うものを３つまで教えてください。<br>1. 生活保護受給世帯　2. 乳幼児(2-3歳未満)のいる世帯<br>3. 紙おむつ使用者　4. 児童扶養手当受給世帯<br>5. 障がい者手帳所持者のいる住民税非課税世帯　6. その他 | ・減免の設問（必要の有無と配慮する対象者）を併合（事務局案） | （削除とした理由）<br>設問を減らすため |
| 23 | 問23-1　可燃ごみや資源物などの現在の分別区分についてどう思いますか。<br>1. 適切　2. 多い　3. 少ない<br>問23-2　可燃ごみや資源物などの現在の分別区分はわかりやすいですか。<br>1. わかりやすい　2. わかりにくい　3. どちらとも言えない | ・設問を減らすとすれば、問23-1～23-2、問24 は、収集方法を主とするので費用負担と収集方法がゴチャ混ぜにならないようにカットしても差支えないかと思う。 | 原案どおり<br><br>（理由）<br>分別区分及び収集頻度については、答申後に制度運用の検討をするにあたり、新ごみ処理施設の建設や市民の利便性の向上の観点から、市民の意向を確認したいため。 |
| 24 | 問24　週○回、月○回などの収集頻度について、以下の分別でそれぞれどう思いますか。<br>(1) 可燃ごみ　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(2) 破砕・埋立ごみ　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(3) プラスチック資源　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(4) 紙類　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(5) ペットボトル　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(6) ｱﾙﾐ缶・ｽﾁｰﾙ缶　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(7) 雑びん　1.適切　2.多い　3.少ない<br>(8) その他の資源　1.適切　2.多い　3.少ない | ・設問を減らすとすれば、問23-1～23-2、問24 は、収集方法を主とするので費用負担と収集方法がゴチャ混ぜにならないようにカットしても差支えないかと思う。 | 同上 |
| 23～28 | | ・「Ⅴ．その他のごみに関する制度」について、市の指定ごみ袋を使用していない場合、回答に悩むことが想定される。（事務局案） | 「Ⅴ．その他のごみに関する制度」の全ての設問に「わからない」を追加 |
| 追加 | ― | （設問案）<br>ごみ袋に処理費用を上乗せることについてどう考えますか。<br>1.賛成　2.仕方ない　3.反対 | 追加なし<br><br>（理由）<br>専門部会では制度内容に関して議論いただいており、第7回専門部会において、本アンケートでは費用負担制度についての「賛否は問わない」と集約されているため。 |

※上記のほか、文言や構成の軽微な修正をしています。

第8回専門部会

資料２

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

## （検討項目⑥　制度の見直し方法）

# ⑥制度の見直し方法

| 考え方のポイント | ポイントは、「【制度導入後】に、施行した制度をどのように見直すか」となります。<br>以下の観点から御意見をお願いいたします。<br>・どのくらいの頻度で点検評価又は見直す必要があるか。<br>・どのような方法で点検評価又は見直すことが適当か。 |
|---|---|

## 1　有識者意見（福島委員・山谷委員）

| 有識者名 | 見直し時期 | 見直し方法 | 左記の理由・留意事項等 |
|---|---|---|---|
| 福島委員 | 随時 | 家庭ごみ有料化施策が実際にごみ減量に繋がっているか、少なくとも実施後3年間（または次の一般廃棄物処理計画の見直し時）を目途に点検する必要があると考えます。 | • 環境審議会での点検と議論があることを前提にすれば、あえて定期とする必要はないと思います。<br>• 1年後、2年後、3年後それぞれの結果（成果）をHP・広報誌およびその他可能な手段を用いて市民にフィードバックすることが必要と考えます。 |
| 山谷委員 | 定期（5年毎） | 5年ごとに有料化に関連する制度の見直しを実施するルールを設ける。 | • 一般廃棄物処理基本計画の策定・見直し改定に合わせて実施することとすると、ルール化しやすい。有料化の審議会答申書や市が作成する有料化実施方針でPDCAサイクルを回わす形で実施状況の検証や制度の見直しを行い、その結果を市民に情報公開するとうたっていながら、有料化実施後は行政サイドの担当者の異動もあって、ほとんど手つかずのままの自治体が多い。<br>• 制度見直しにあたっては、市民意識調査(アンケート)を実施して、有料化導入前後での有料化制度に対する市民の受容性やごみ減量意識の変化、手数料水準や指定袋の仕様を含む制度の使いかってについての意向、有料化実施時の併用事業や手数料収入の使途事業についての市民評価などを把握し、改善につなげる。 |

## 2　一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）

### 制度の評価と見直しの基本的な考え方

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者に情報提供する。

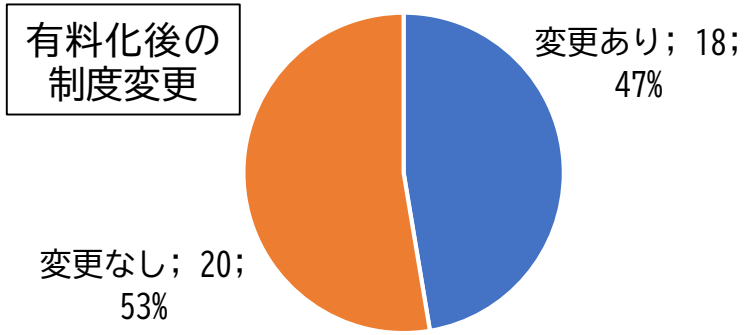
## 3　自治体アンケート調査結果

【有料化実施後の制度変更の調査結果】

・有料化実施の「制度変更あり」が、18市/38市（47%）
・制度変更の内容は、「価格改定（消費税以外の要因）」が45%と最も多い。
・制度変更の頻度は、「随時・必要に応じて」が、8市/13市（62%）で定期よりも多い。
・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。

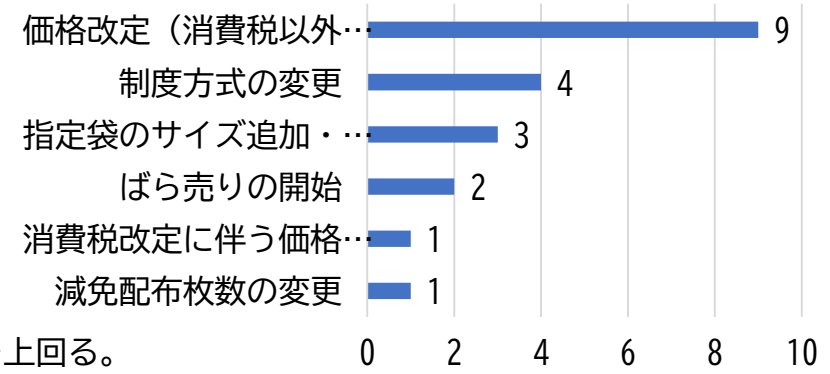
### ⑴　制度変更の有無

| 分類 | 変更あり | 変更なし | 計 |
|---|---|---|---|
| 中核市 | 9（75.0%） | 3（25.0%） | 12 |
| 類似市 | 6（40.0%） | 9（60.0%） | 15 |
| 県内 | 3（27.3%） | 8（72.7%） | 11 |
| 合　計 | 18（47.4%） | 20（52.6%） | 38 |




### ⑵　変更の内容（対象：18市）

| 変更内容 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 価格改定（消費税以外の要因） | 9 | 45.0% |
| 制度方式の変更 | 4 | 20.0% |
| 指定袋のサイズ追加・変更 | 3 | 15.0% |
| ばら売りの開始 | 2 | 10.0% |
| 消費税改定に伴う価格改定 | 1 | 5.0% |
| 減免配布枚数の変更 | 1 | 5.0% |




※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

# ⑥制度の見直し方法

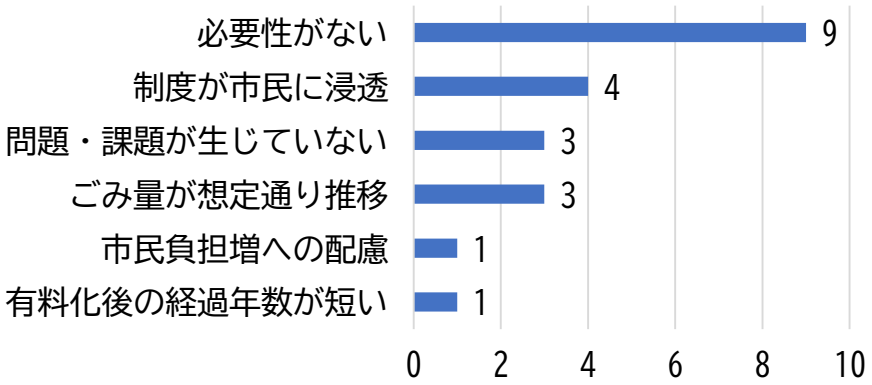
⑶　制度変更の頻度（対象：13市）

| 頻　度 | 回答数 |
|---|---|
| 随時・必要に応じて | 8 |
| 3年ごと | 2 |
| 5年ごと | 1 |
| 未定 | 2 |

⑷　制度変更をしていない理由（対象：20市）

| 理　由 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 必要性がない | 9 | 42.9% |
| 制度が市民に浸透 | 4 | 19.0% |
| 問題・課題が生じていない | 3 | 14.3% |
| ごみ量が想定通り推移 | 3 | 14.3% |
| 市民負担増への配慮 | 1 | 4.8% |
| 有料化後の経過年数が短い | 1 | 4.8% |

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。



## 4　答申案の方向性（案）

制度導入後の
制度の見直し方法は・・・

**松本市一般廃棄物処理計画の見直しに合わせて、制度の評価や見直しを行う。**

### 付　帯　事　項

- ◆ 制度を点検評価するために必要な指標となり得るごみ排出量の状況や手数料の使途については、毎年の実績を整理し、公表すること。
- ◆ 法改正等により制度に見直しの必要が生じた場合は、その都度見直しを行うこと。

### 【採用の理由】

- ➢ 制度の実効性を高めるためには、定期的な点検評価が必要であり、松本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を定めている松本市一般廃棄物処理計画に合わせて実施することが適当

第8回専門部会

資料３

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

## （検討項目⑪　制度実施時に併せて実施すべき施策）

## １　松本市の減量化・再資源化に係る取組み

### ⑴　生ごみに関する減量化・再資源化に係る現在の取組み

**▸ 食品ロス削減事業**

ごみの削減及び食育の推進のため、「残さず食べよう！３０・１０運動」を軸として、家庭及び事業者における食品ロス発生状況の把握と削減を図るもの

・家庭系・事業系可燃ごみ組成・食品ロス調査の実施
・おそとで残さず食べよう！３０・１０運動の推進
・おうちで残さず食べよう！３０・１０運動の推進
・「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度の運用
・フードドライブの実施
・食品ロス削減連絡会による各主体の連携　　など

**▸ 可燃ごみの水切り推進**

ごみ排出量を削減するため、生ごみ中に含まれる水分の水切りの必要性を市民に周知啓発するもの（イベント等での水切り袋配布）

**▸ 動画による段ボールコンポストの紹介**

Youtube松本市公式チャンネルにおいて段ボールコンポストを紹介
「段ボールでたい肥づくりをやってみよう」https://www.youtube.com/watch?v=t2eSMKOhl6c

**▸ ごみ減量機器購入費補助**

一般家庭、店舗、事業所等に対し、ごみ減量機器の設置を推奨し、排出者自らがごみを減量することを促進し、ごみの減量と市民意識の高揚を図るため、機器の設置に要する経費の一部を補助するもの（制度の詳細や実績はスライド４に記載）

## １　松本市の減量化・再資源化に係る取組み

### ⑵　その他のごみ減量化・再資源化に係る主な取組み

◎　指定ごみ袋制度導入（平成７年度～）
◎　廃食用油資源化事業（平成１３年度～）
◎　紙類常設回収場所設置・運用（平成２３年度～）
◎　園児を対象とした参加型の環境教育（平成２４年度～）
◎　小型家電再資源化事業（平成２４年度～）
◎　不用食器リサイクル事業（平成２５年度～）
◎　剪定枝等資源化事業（平成２５年度～）
◎　松本キッズ・リユースひろば事業（平成２７年度～）
◎　小学校環境教育事業（平成２８年度～）
◎　ごみ分別アプリ『さんあ～る』の配信（平成２９年度～）
◎　アクアスポットswee（無料給水設備）導入（令和３年度～）
◎　製品プラスチック再資源化事業（令和５年度～）
◎　電池類処理事業（令和８年度～）　　など

## ２　松本市の減量化・再資源化に係る各種補助制度

### (1)　資源物の助成金制度

**◎有価資源物リサイクル事業助成金**

資源物リサイクル運動の健全な推進を図るため、松本市が行う有価資源物リサイクル事業を実施した町会に対して助成金を交付

**◎資源物集団回収助成金**

家庭から排出される一般廃棄物の減量と資源の再利用を推進するため、資源物の集団回収を市民の自主事業として実施する団体に対し資源物集団回収助成金を予算の範囲内で交付

ア　助成金の額

| 種　類 | 単　位 | 助成単価 |
|---|---|---|
| アルミ | 1kg | 30円 |
| 金属類・布類 | 1kg | 4円 |
| 雑誌・新聞紙・段ボール | | |
| 一升ビン・２Ｌビン | 1本 | 4円 |
| ビール（大中小）・ジュース | | |

イ　実績

| 年　度 | 有価資源物リサイクル事業 | | 集団回収 | |
|---|---|---|---|---|
| | 収集量 | 補助金額 | 収集量 | 補助金額 |
| Ｒ５年度 | 3,310ｔ | 15,281,574円 | 1,069ｔ | 5,475,564円 |
| Ｒ６年度 | 2,902ｔ | 14,084,148円 | 1,047ｔ | 5,193,342円 |
| Ｒ７年度 | 2,706ｔ | 13,085,550円 | 999ｔ | 4,942,144円 |

### (2)　ごみ減量機器購入費補助

一般家庭、店舗、事業所等に対し、ごみ減量機器の設置を推奨し、排出者自らがごみを減量することを促進し、ごみの減量とごみに対する市民意識の高揚を図るため、機器の設置に要する経費の一部を補助

ア　補助金額

| 種　類 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|
| 容　器 | 2/3 | 15,000円 |
| 生ごみ処理機 | 1/2 | 40,000円 |
| 剪定木処理機 | 1/2 | 50,000円 |

イ　実績

| 年　度 | 容　器 | 生ごみ処理機 | 剪定木処理機 | 補助金額 |
|---|---|---|---|---|
| Ｒ５年度 | 83基 | 156基 | 30基 | 5,363,400円 |
| Ｒ６年度 | 50基 | 146基 | 40基 | 5,053,900円 |
| Ｒ７年度 | 60基 | 189基 | 31基 | 6,449,700円 |

## ⑶　ごみ等集積施設整備事業補助金

地域の生活環境を保全するため、町会等が行う一般家庭等から排出されるごみ等の集積施設の整備に要する経費の一部を補助

ア　補助対象：用地に要する経費を除く施設整備経費で５万円以上のもの
イ　補助金額：補助対象経費の１／２以内（上限３０万円）
ウ　設置の基準：　可燃ごみ用ごみステーション　　３０世帯以上
　　資源物用ステーション　　１００世帯以上

エ　実績

| 年　度 | 件　数 | 補助金額 |
|---|---|---|
| Ｒ５年度 | 20件 | 2,767,000円 |
| Ｒ６年度 | 19件 | 2,809,000円 |
| Ｒ７年度 | 19件 | 2,059,000円 |

オ　ごみステーションの内訳(R8年3月末現在)

| 種　別 | 設置数 |
|---|---|
| 1　総合(すべての種類) | 1,018 |
| 2　可燃のみ | 835 |
| 3　(プラ資源・破砕・埋立)のみ | 22 |
| 4　資源物のみ | 66 |
| 5　可燃＋(プラ資源・破砕・埋立) | 689 |
| 6　(プラ資源・破砕・埋立)＋資源 | 60 |
| 7　可燃＋資源 | 14 |
| 8　可燃＋プラ資源 | 19 |
| **ごみステーション総数** | **2,723** |

※　上記⑴～⑶のほか、町会における衛生活動の援助として「町会環境衛生部」「地区環境衛生協議会」に対して交付金を支給（R7実績：約15,400,000円）
※　町会衛生部運営活動費交付金…支給額　単位町会加入総世帯数×166円
※　地区衛生協議会運営活動費交付金…支給額　59,300円/地区衛生協議会

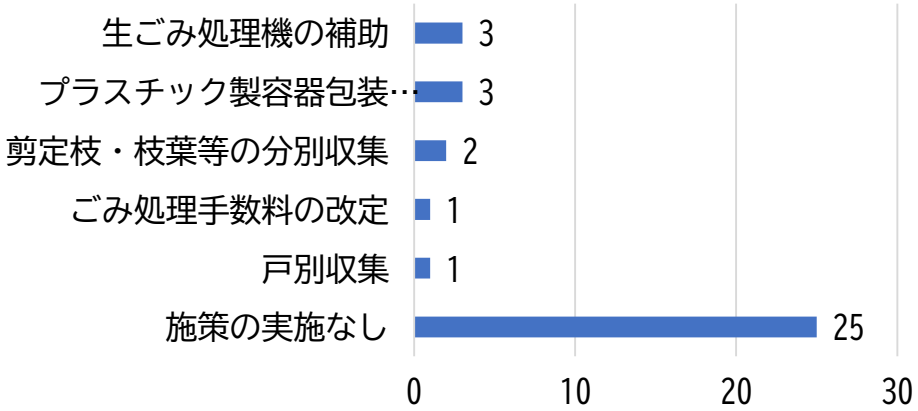
## ３　有料化と同時に実施した減量化・再資源化施策（自治体アンケート調査）

【減量化・再資源化施策の調査結果】

- 「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック製容器包装の分別収集」、「剪定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。
- 有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が２５自治体あった。

⑴　ごみ減量化施策（対象：38市）

| 分　類 | 回答数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 生ごみ処理機の補助 | 3 | 7.9% |
| プラスチック製容器包装の分別収集 | 3 | 7.9% |
| 剪定枝・枝葉等の分別収集 | 2 | 5.3% |
| 施設搬入手数料の改定 | 1 | 2.6% |
| 戸別収集 | 1 | 2.6% |
| ごみ処理手数料の改定 | 1 | 2.6% |
| その他 | 2 | 2.6% |
| 施策の実施なし（不明含む） | 25 | 65.8% |



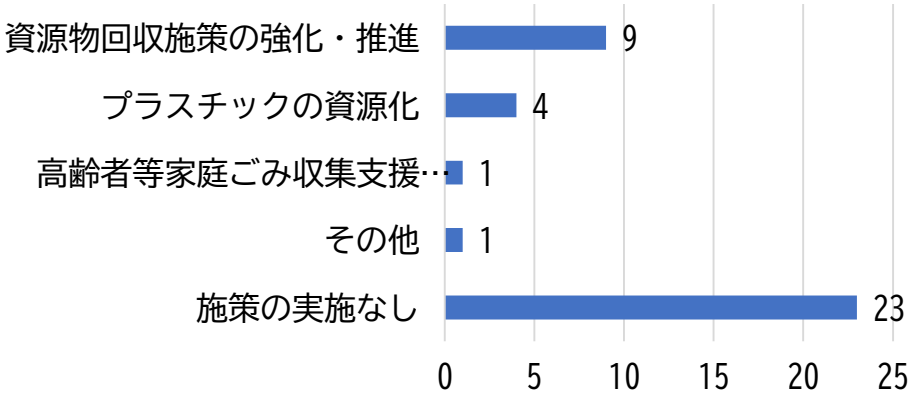

【具体的な内容と選択理由】

| 具体的な内容 | 選択理由 |
|---|---|
| ◆ 有料化と同時に「剪定枝」・「布類」・「廃食用油」の分別を開始 | 資源物を無料として、分別の徹底・リサイクルの促進を図る。 |
| ◆ 施設搬入手数料の改定を行い、家庭ごみの無料枠を廃止 | 家庭からのごみ排出抑制を促進し、ごみ減量化を徹底するため。 |
| ◆ ごみ処理手数料の改定 | 更なるごみの減量と、受益者負担の適正化を図るため。 |
| ◆ 剪定枝葉等の回収 | 可燃ごみ扱いの「剪定枝葉等」を「資源物」として回収。 |

# ⑪－１制度実施時に併せて実施すべき施策（減量化・再資源化施策）

⑵　再資源化施策（対象38市）

| 分　類 | 回答数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 資源物回収施策の強化・推進 | 9 | 25% |
| プラスチックの資源化 | 4 | 11% |
| 高齢者等家庭ごみ収集支援事業 | 1 | 3% |
| その他 | 1 | 3% |
| 施策の実施なし | 23 | 64% |




【具体的な内容と選択理由】

| 具体的な内容 | 選択理由 |
|---|---|
| ◆ 有料化と同時に「剪定枝」・「布類」・「廃食用油」の分別を開始 | 資源物を無料として、分別の徹底・リサイクルの促進を図る。 |
| ◆ 施設搬入手数料の改定を行い、家庭ごみの無料枠を廃止 | 家庭からのごみ排出抑制を促進し、ごみ減量化を徹底するため。 |
| ◆ 戸別収集、生ごみの減量の促進 | 排出者責任の明確化 |
| ◆ ごみ処理手数料の改定 | 更なるごみの減量と、受益者負担の適正化を図るため。 |
| ◆ 剪定枝葉等の回収 | 可燃ごみ扱いの「剪定枝葉等」を「資源物」として回収。 |
| ◆ 市役所前資源物拠点回収の実施 | ごみの減量・不法投棄対策のため |

## ４　有識者意見（福島委員・山谷委員）

| 有識者名 | 実施すべき施策 | 左記の理由・留意事項等 |
|---|---|---|
| 福島委員 | **（減量化・再資源化施策）**<br>• いわゆる「資源ごみ」（私自身は紙おむつをどうすれば資源化できるか承知していない）、のうちで、包装・広告ちらしを含めた古紙および古布の分別回収を重視すべではないでしょうか。市民が天候に拘わらず出しやすい集積所の数を増やすことが必要かと思います。集合住宅にあってはそれは十分可能なはずです。古布は排出頻度が低いと考えられるので、これは年に数回日を決めて実施するのでも可。<br>• （町会単位）で、複数世帯が利用できる生ごみ堆肥化（ボカシで十分）装置の設置ができると良いのですが。 | • 減量化へのインセンティブを働かせるためには、市民に分別排出のしやすさを理解し、実践してもらうことが決め手になると思います。「このように分別廃棄、資源物排出すれば個人の負担は抑えられるし、市のごみ処理経費の削減、環境負荷の低減に繋がる」という道筋が明らかになるのではないでしょうか。<br>• 家庭ごみの収集が有料になったことを周知・理解いただけるためには、集合住宅でのごみ排出にあたっても、指定のごみ袋を使用することを求めることが必要と考えます。事業系ごみ料金を引き上げたとしても、集合住宅では「管理費」の値上げに含まれてしまい、今回の取組の意味が希薄化してしまうことが危惧されます。収集業者には指定ごみ袋のみを回収するよう依頼し、収集・運搬経費については別途協議いただく必要があります。 |
| 山谷委員 | **（減量化・再資源化施策）**<br>• 剪定枝や葉草の資源化<br>• ごみステーションの改修支援や生ごみ処理機器購入補助の充実<br>• インパクトのある減量化広報・啓発の工夫<br><br>**（その他）**<br>制度が変わることのお知らせビラと併せた「お試し袋」の事前の全戸配布により、制度変更を市民に周知徹底する。 | • 近年の有料化実施において、お試し袋の事前配布が行われ、制度変更の認知度を高め、適正排出に一定の効果を上げている。最近有料化を実施した新潟県五泉市では、経済的困難世帯についてお試し袋の配布枚数を増やしたとのこと（電話取材）。 |

## ５　これまでに出された意見

| 項目 | これまでに出された意見（要旨） |
|---|---|
| 生ごみ | コンポストを活用した生ごみの堆肥化 |
| | コンポストなどができないアパートに住んでいる人に配慮した施策 |
| | 自治会単位での活動が多いので自治会に対する支援 |
| | 信州大学や松本大学と連携したバック型コンポストの配布 |
| | キエーロの普及 |
| | 堆肥の家庭菜園や公共施設の花壇への利用 |
| | 生ごみ処理の講習会の開催や地区ごとの処理機設置など集団的取組みを支援 |
| 剪定枝 | 剪定枝の資源化 |
| | 屋根付きボックスの設置による剪定枝の拠点回収 |
| 資源物回収 | 地区の資源物収集に対する支援 |
| | 公共施設等に資源ごみ回収ボックスの設置 |
| 集合住宅 | 小規模な集合住宅に対してごみ集積所の設置の義務付け |
| ごみステーション | 少量排出事業者に対する配慮（例えば、家庭用より割高な専用指定袋による登録制のステーション排出など ） |
| | 集積所の整備 |
| | ごみステーションに資源ごみ（特に古紙回収ボックス用の保管容器）を設置 |
| 搬入手数料の見直し | 搬入手数料を原価相当まで見直し |
| 品目の見直し | 缶類、ペットボトル、びん類の事業系一般廃棄物としての受入れ中止 |

※福祉収集、不法投棄対策、周知啓発等の別の議題になっている施策は除きます。

## ６　集合住宅におけるごみ減量推進に係る取組状況

### ⑴　検討の方向性

ア　集合住宅ごみの排出に係る**指定ごみ袋の使用を義務化**するとともに、事業系ごみとしての取扱いを**家庭系ごみとしての取扱いに変更**し、**分別区分を統一**
イ　集合住宅ごみを家庭系ごみとして取り扱うことに伴い、集合住宅ごみの収集体制を**民間契約収集から行政収集へ移行**

### ⑵　実施に向けた検討事項

ア　収集体制の移行
（ア）行政収集への移行に向けた効率的な収集ルートへの再編（集合住宅ごみステーション約1,700カ所及び町会ごみステーション約2,800カ所）及びそれに伴う収集業者との協議
（イ）収集日程の整理
（ウ）収集業者と集合住宅管理者との契約内容の整理
（エ）集合住宅管理者と入居者との契約内容の整理
イ　排出環境の整備
（ア）分別区分に対応した集積所の整備
（イ）集合住宅集積所の管理体制
（ウ）町会ごみステーションとの併用

### ⑶　現在の取組状況

ア　収集体制の最適化に向けたデータ収集
　コンサルタント業者と契約し、令和8年9月から収集エリア再構築及び収集ルート効率化の検討に必要となるデータ収集を開始（許可・委託・直営と順次実施）
イ　集合住宅管理者との協議
　集合住宅の管理者側の課題を把握するため、大手集合住宅管理者へのヒアリングを実施中

令和8年度は、収集したデータを活用した市内のごみ収集体制及び集合住宅ごみ収集に関する現状の課題整理や収集データ及び現状整理に基づく収集エリア再編案の複数作成を目指します。

## ７　答申案の方向性（案）

制度実施時に併せて実施すべき施策（減量化・再資源化施策）は・・・

- 家庭から排出されるごみは、集合住宅を含め市内の全地区で同一条件の収集となるよう検討を進める。
- 発生抑制の取組みをさらに進める。
- 生ごみの自家処理や地域での処理の推進を検討する。
- 資源物を排出しやすい施策の拡充を検討する。
- ごみ搬入手数料を上げる方向で検討する。

### 付　帯　事　項

- ◆ 集合住宅においては民間契約収集から行政収集に移行できるように検討を進めること。
- ◆ 不要なものを買わないことや水切りなどの発生抑制に関する周知啓発を実施すること。
- ◆ ごみ減量機器購入費の補助金額や対象の拡充や地域コミュニティで堆肥等を活用できるような仕組みづくりを検討すること。
- ◆ 民間企業との連携を含め、新たな設置場所や収集頻度の見直しにより資源物を排出しやすくする施策を検討すること。
- ◆ 事業系の搬入手数料を高くすることで、搬入を抑制するとともに分別のインセンティブにつながるように検討すること。

### 【採用の理由】

- ➢ 民間契約収集の集合住宅を行政収集とすることは、松本市全体のごみ減量化や収集の効率化につながる。
- ➢ ３Ｒの優先順位の最上位である発生抑制はごみ減量化において重要である。
- ➢ 制度の対象ごみ種（「可燃ごみ」や「破砕・埋立ごみ」）として排出しなくてもよいような受け皿となる施策が必要である。

# １　松本市の現状

## (1)　不法投棄対策と実績

### ア　不法投棄対策の内容

- **不法投棄パトロール**
  市職員による不法投棄パトロールの実施
- **市内プロスポーツの試合会場、松本駅前での啓発活動**
  松本市環境衛生協議会連合会等と協力し、ポイ捨て、不法投棄に関する啓発活動を実施（R7:4回）
- **不法投棄防止啓発用立て看板の配布**
  要望のある町会に対して、不法投棄防止啓発用の立て看板を配布（R5:37枚　R6：34枚　R7:18枚）
- **不法投棄防止フェンスの設置**
  要望のある地区に対して、市で不法投棄防止フェンスを設置

### イ　不法投棄件数

| | | R５年度 | | R６年度 | | R７年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 重量 | 件数 | 重量 | 件数 | 重量 |
| 処理量（ｔ） | 可燃ごみ | 266 | 3 | 238 | 3 | 345 | 1 |
| | 不燃ごみ | | 2 | | 1 | | 3 |
| | 合計 | | 5 | | 4 | | 4 |
| 家電４品目(台) | | 61 | | 51 | | 64 | |
| 家電４品目（台） | テレビ | 53 | | 38 | | 44 | |
| | 冷蔵庫 | 5 | | 9 | | 14 | |
| | 洗濯機 | 3 | | 3 | | 4 | |
| | エアコン | 0 | | 1 | | 2 | |

# ⑪－２制度実施時に併せて実施すべき施策（不法投棄対策）

## ⑵　不適正排出

### ア　ごみステーションにごみが残っている場合の対応

ごみステーションにごみが残っている

「違反ステッカー」の貼られたごみ

ステッカーに書かれた理由に応じて対応

「違反ステッカー」の貼られていないごみ

収集日はあっているか？

**No** → 収集日が間違っている

収集日ではない場合には、ごみステーションへ収集に行かない。1週間から10日間程度違反ステッカーを貼った状態でごみを放置し、管理者が指定の収集日に排出

**Yes** → 残っている品目のごみを収集するステーションか？

**No** → 残っている品目のごみを収集するステーションではない

収集しない品目をごみステーションに出しても収集に行かない。1週間から10日間程度違反ステッカーを貼った状態でごみを放置し、管理者が指定の収集日に排出

**Yes** → 残っているごみを確認した時間は16:00を過ぎているか？

**No** → 収集の途中である

16:00を過ぎるまで待つ。
それでも収集されない場合には、市に連絡

**Yes** → ごみの量は収集開始時間より前に出ていた量と同じか？

**No** → 収集後に出されたごみ

排出した本人に、正しい時間に排出をしてもらいたいため、ステーション管理者で収集されなかった理由を記載した張り紙を貼る。
1週間から10日間程度違反ステッカーを貼った状態でごみを放置し、管理者が指定の収集日に排出

**Yes** → 収集が未実施のごみ

市に連絡（市で回収）

【違反ステッカー】



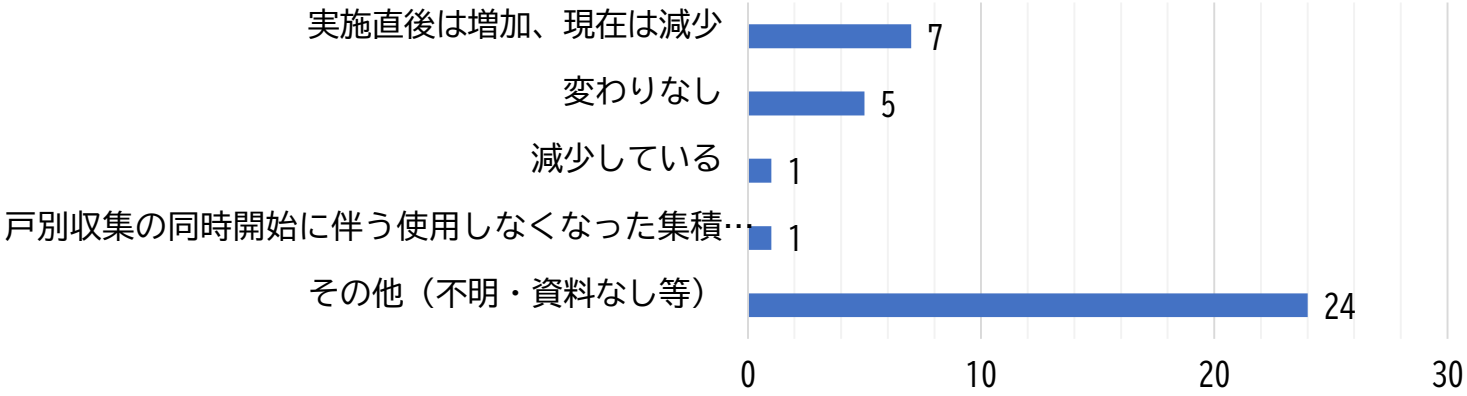
## ２　ごみステーション等への不適正排出の状況及び不法投棄（自治体アンケート調査）

【ごみステーション等への不適正排出・不法投棄調査結果】

- 有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。
- 不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17市）となっている。

⑴　有料化実施前後の不適正排出・不法投棄の頻度（対象：38市　記述式）

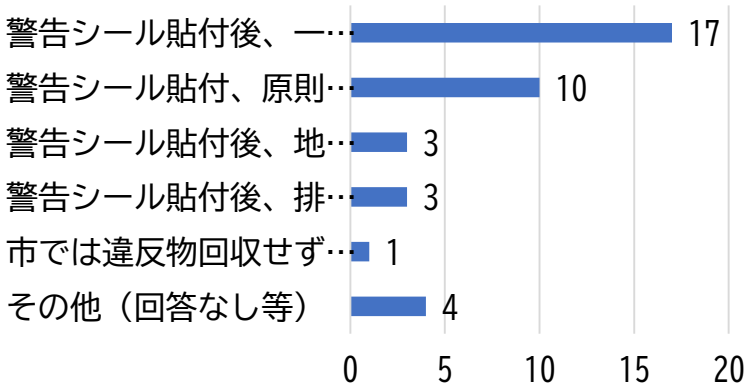
| 回答内容 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 実施直後は増加、現在は減少 | 7 | 18.4% |
| 変わりなし | 5 | 13.2% |
| 減少している | 1 | 2.6% |
| 戸別収集の同時開始に伴う使用しなくなった集積所へ不法投棄 | 1 | 2.6% |
| その他（不明・資料なし等） | 24 | 63.2% |



# ⑪－２制度実施時に併せて実施すべき施策（不法投棄対策）

⑵　不適正排出への対応方法の分類

| 対応方法 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 警告シール貼付後、一定期間残置→市で回収 | 17 | 44.7% |
| 警告シール貼付、原則回収しない | 10 | 26.3% |
| 警告シール貼付後、地区・町会で対応 | 3 | 7.9% |
| 警告シール貼付後、排出者特定し戸別指導 | 3 | 7.9% |
| 市では違反物回収せず町会・管理者に委ねる | 1 | 2.6% |
| その他（回答なし等） | 4 | 10.5% |
| 合　計 | 38 | 100% |




⑶　ごみステーションの不適正排出の発生件数（データ把握自治体2市）

| | 有料化前 | 実施年度 | 2年後 | 3年後 |
|---|---|---|---|---|
| 金沢市 | 17,807件 | 21,277件 | 42,268件 | 35,035件 |
| 長野市 | 589件 | 1,217件 | 773件 | 724件 |

⑷　不法投棄の発生件数（データ把握自治体6市）

| | 有料化前 | 実施年度 | 2年後 | 3年後 |
|---|---|---|---|---|
| 八王子市 | 4,577件 | 3,619件 | 3,982件 | 3,060件 |
| 金沢市 | 541件 | 431件 | 407件 | 303件 |
| 佐世保市 | 228件 | 374件 | 746件 | 634件 |
| 府中市 | 115件 | 247件 | 249件 | 120件 |
| 長野市 | 1,495件 | 2,166件 | 2,778件 | 1,160件 |
| 岡谷市 | 6件 | 6件 | 8件 | 7件 |

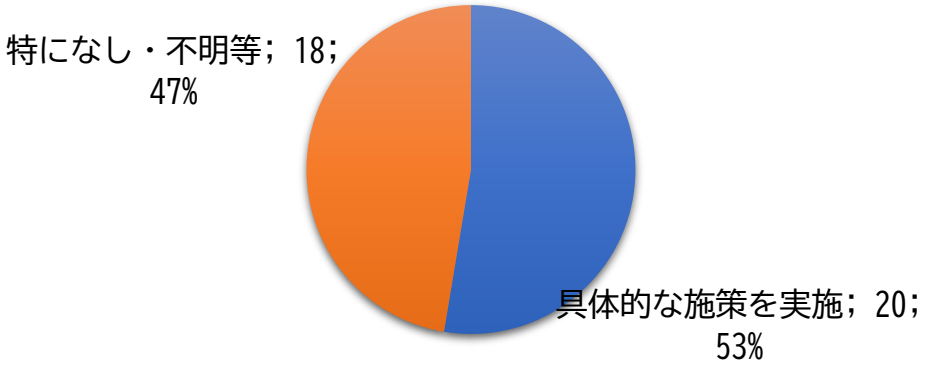
## ３　有料化と同時に実施した不法投棄対策（自治体アンケート調査）

【不法投棄施策の調査結果】

- 不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。
- 有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。
- 主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。

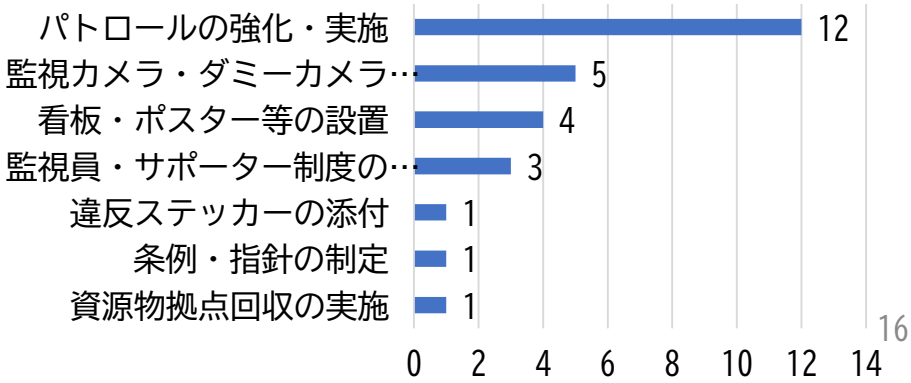
⑴　不法投棄施策の実施状況（対象38市）

| 施策の有無 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 具体的な施策を実施 | 20 | 52.6% |
| 特になし・不明等 | 18 | 47.4% |




⑵　不法投棄施策の内容（対象20市　複数回答）

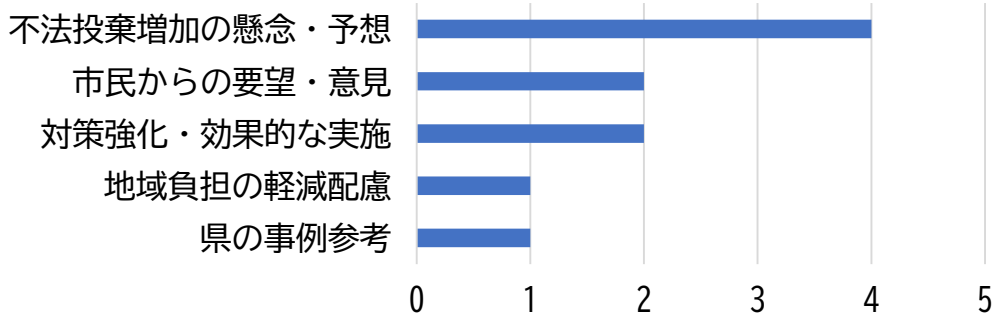
| 施策内容 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| パトロールの強化・実施 | 12 | 60.0% |
| 監視カメラ・ダミーカメラの設置 | 5 | 25.0% |
| 看板・ポスター等の設置 | 4 | 20.0% |
| 監視員・サポーター制度の設置 | 3 | 15.0% |
| 違反ステッカーの添付 | 1 | 5.0% |
| 条例・指針の制定 | 1 | 5.0% |
| 資源物拠点回収の実施 | 1 | 5.0% |



# ⑪－２制度実施時に併せて実施すべき施策（不法投棄対策）

⑶　施策の選択理由（対象10市）

| 理由の分類 | 回答数 |
|---|---|
| 不法投棄増加の懸念・予想 | 4 |
| 市民からの要望・意見 | 2 |
| 対策強化・効果的な実施 | 2 |
| 地域負担の軽減配慮 | 1 |
| 県の事例参考 | 1 |




⑷　施策と理由の組み合わせの具体例

| 自治体 | 実施施策 | 選択理由 |
|---|---|---|
| ■不法投棄増加の懸念 | | |
| 立川市 | パトロール強化、看板設置、市報啓発 | 有料化決定から始まるまでに不法投棄が予想されたため |
| 長野市 | パトロール及び回収業務強化（特別チーム編成） | 有料化に伴う不法投棄の増加が懸念されたため |
| ■市民要望への対応 | | |
| 府中市 | 行政と地域組織連携によるパトロール強化 | 市民からの要望に応えるため |
| 須坂市 | 資源物拠点回収、パトロール強化 | 市民から不法投棄、野外焼却増加の意見多数、パトロール要望 |
| ■対策強化・効果的実施（2市） | | |
| Ａ市 | 周知看板設置、開封調査、行政指導指針策定、ダミーカメラ購入 | 未然防止策と抑止策を合わせた実施が効果的。ダミーカメラは啓発看板より不適正排出是正効果が高い |
| ■その他 | | |
| 金沢市 | 各校下・地区にごみステーション管理サポーターの設置、不適正排出・不法投棄がないかごみステーションの巡回 | 町会の負担軽減のため |

# ⑪－２制度実施時に併せて実施すべき施策（不法投棄対策）

## 【参考】不法投棄の防止に係る施策（自治体アンケート結果：全市対象（ｎ＝89）

■不法投棄の防止に係る施策の内容

- 有料化と同時に実施した不法投棄対策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置、④監視員等制度の設置の順で多いが、上位はこの４施策で変わらない。
- 特徴的な施策として「不法投棄通報システムの構築（LINE等）」「郵便局・民間事業者との協定・連携」があった。

| 施策内容 | 回答数 |
|---|---|
| 不法投棄防止啓発用看板の配布・設置 | 79 |
| 市職員等による不法投棄パトロールの実施 | 78 |
| 監視カメラの設置（ダミー含む） | 37 |
| 不法投棄監視員・モニターの委嘱 | 15 |
| 広報誌・ホームページ等による啓発活動 | 9 |
| 市民・地域住民による清掃活動支援 | 6 |
| 不法投棄通報システムの構築（LINE等） | 4 |
| 自治会への活動費助成・支援制度 | 4 |
| 関係機関との連絡協議会の開催 | 4 |
| 郵便局・民間事業者との協定・連携 | 4 |
| ポイ捨て等防止条例の制定 | 3 |
| 不法投棄防止ネット・プランター設置 | 3 |
| 産廃車両の路上検問・一斉調査 | 2 |
| 不法投棄自転車の処理 | 1 |
| 不法投棄ゼロ宣言事業 | 1 |

※　複数回答あり



## ４　有識者意見（福島委員・山谷委員）

| 有識者名 | 実施すべき施策 |
|---|---|
| 福島委員 | **（不法投棄対策）**<br>　不法投棄防止は、市民の協力なしには進められません。不法投棄ごみはさらなる不法投棄を誘発するので、通告があれば、行政の側で速やかに回収し、処分することが必要でしょう。漠然とした言い方になりますが、家庭ごみに関する限り、地域の空気の醸成に期待して、パトロールの強化、監視カメラの設置などにはできるだけ頼りたくないものです。 |
| 山谷委員 | **（不法投棄対策）**<br>• 集合住宅管理人に、各戸ポスティング用啓発ビラやポスターを提供するなど、適正排出の取組みを支援する。<br>• 不法投棄対策として、自治会などから要望があった場合に、監視カメラについて購入補助を行うか、一定期間貸与できるようにする。 |

# ⑪－２制度実施時に併せて実施すべき施策（不法投棄対策）

## ５　答申案の方向性（案）

制度実施時に併せて
実施すべき施策
（不法投棄対策）は・・・

- 周知啓発を徹底し、不法投棄や不適正排出の未然防止を図る。
- 不法投棄パトロールや通報体制の確保により、不法投棄や不適正排出されたごみに対する速やかな対応を行う。

### 付　帯　事　項

- ◆ 不法投棄をさせないことや細かい分別への協力に関する周知啓発を行うこと。
- ◆ 制度の趣旨、変更点や変更後のごみの分け方や出し方を十分に周知し、不適正排出を抑止すること。
- ◆ 不適正排出物は、警告シール等を一定期間貼付して、改善を促すこと。

### 【採用の理由】

- ➢ 自治体アンケート調査で、制度実施直後に不法投棄等が増加した市があり、本市でも不法投棄等の増加が懸念されることから、制度の実施にあたり、あらかじめ必要な対策を検討、実施することが求められる。
- ➢ 特に、町会が管理するごみステーションに関しては、制度導入により地域住民の負担増とならないよう必要な対策を講じる必要がある。
- ➢ さらなる不法投棄や不適正排出を防ぐため、不法投棄物は速やかに除去する必要があり、不適正排出物は警告シール等を貼付する必要がある。

第8回専門部会

資料４

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

## （　　議論が必要な項目の整理　　）

議論が必要な項目の整理

| NO | 会議 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 意見・提案等の内容 | 対応・方向性（案） | 検討時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 第7回 | 手数料の額 | 手数料の設定 | ★手数料額の設定 | 手数料の額は早めに決めた方が良い。１円と１．３円の間で事務局に案を出していただき委員に意見を伺う形としてほしい。 | １円及び１．３円の費用負担と減量効果を含めてシミュレーション資料作成、再度議論 | 第8回会議にて再検討【別添1】<br>第9・10回会議「答申案協議」の中で確認 |
| 2 | 第6回 | 分別区分 | 分別区分の変更 | ★破砕・埋立 | 破砕ごみ・埋立ごみは再資源化や処分方法が異なり、性格も違う。不燃ごみとして一括で集めることに違和感がある。不燃ごみに関しては少し検討が必要 | 不燃ごみ/破砕・埋立ごみに変更した場合のメリット・デメリットをまとめ、再度議論 | 第8回会議にて再検討【別添2】<br>第9・10回会議「答申案協議」の中で確認 |
| 3 | 第6回 | 指定袋 | 記名式 | ★記名式の是非 | 記名式指定袋については、既に議論があって、お互いの言っていることは正しいことである。しっかりと議論した方がよろしいかと思う。 | 記名式の課題等をまとめ、再度会議で議論 | 第8回会議で記名式指定袋について課題等を整理【別添3】<br>アンケート集計後の第9回で再検討 |
| 4 | 第7回 | 指定袋 | 記名式 | ★記名式の是非 | 減免制度を受けるのであれば袋に記名しなければならないと思うが、記名したくないという家庭もあると思う。実際そうした場合には免除してもらえうるのか。 | 記名式の課題等をまとめ、再度会議で議論 | 第8回会議で記名式指定袋について課題等を整理【別添3】<br>アンケート集計後の第9回で再検討 |
| 5 | 第7回 | 減免制度 | 手数料の減免 | 減免の対象範囲 | 所得ベースなのか障がいベースなのかが不明確で、乳幼児がいても高所得の人がいるから本当はこれが何で対象となるのか、この乳幼児のいる世帯は少し違和感があり、ここが対象になること自体はごみが多いからというような制度の建付けの説明ができないと苦しい。 | ・乳幼児（2歳未満）のいる世帯は、子育て支援の観点から「紙おむつを含む全ての家庭系ごみ（ただし、袋に入るもの）」<br>・紙おむつ使用者は、「紙おむつのみ」<br>※答申後に「現物給付」「おむつ専用袋の給付」「透明な袋等による排出」など最適な手法を事務局で検討 | 第8回会議で整理 |
| 6 | 第7回 | 手数料の使途 | 手数料の使途 | 充当先の施策 | 手数料の使途の設定を明確にすることについては、まだもう少し具体性が不足しているので、このあたりの議論が必要と思われる。 | 手数料を充当する具体的な事業、施策の内容について議論（ごみステーション設置補助、ごみ処理機器購入補助金、キエーロなどのごみ減量機器購入費、町会衛生部・地区環境衛生協議会運営活動費など） | アンケート集計後の第9回会議で再検討「答申案協議」の中で確認 |
| 7 | 第6回 | 分別区分 | 分別区分の変更 | ★剪定枝等 | 剪定枝、草等の資源化が可能な業者を探しておかないと今の議論が全部宙に浮いてしまう。草は一般的に再資源化は難しいと思うが、無理ならはっきり言っていただいた方が良い。実行可能性も併せて議論していく必要性がある。 | 事業者に確認したところ処理能力的には可能であるため、その他の収集運搬やコスト面からの課題を整理 | 収集運搬やコスト面からの課題は、答申後に収集区分や収集頻度等に併せて事務局で検討 |
| 8 | 第1回 | 事業系ごみ | 搬入手数料 | 搬入手数料の見直し | 搬入手数料が非常に安いとなれば、マンション等の入居者も許可業者に頼んで処理してもらった方が楽なので、許可業者の収集の方に流れてしまうことになる。<br>従って、まずは搬入手数料をきちんと設定する必要がある。一気に原価相当まで持っていくことはできないかと思うが、ステップを踏んでできるだけ近づけていかなければいけない。 | 事業系ごみの搬入手数料の引き上げ、適正価格の設定について答申の付帯事項等に記載する。 | 第9・10回会議「答申案協議」の中で確認 |

※項目中の「★」は、再検討が必要な事項（制度の根幹に係るもの）

第8回専門部会

資料４
別添１

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

【再　検　討　項　目】

手数料の金額の設定について

# 諮問重点項目１検討事項（手数料の金額設定について）

## １　再検討の趣旨

現時点での手数料に係る答申案の方向性としては、「1リットル当たり1円～1.3円」と幅のある状況で集約されたところであるが、第7回専門部会において「早めにこれを決めた方が良い」との意見を受け、部会長から**「1円か1.3円かどちらかで少しシミュレーションして、どちらにするかを議論しても良い」**との判断があったため、手数料の金額設定について再検討するもの。

## ２　第5回専門部会審議結果

### 答申案の方向性

**●可燃ごみ：1円～1.3円/L　●破砕・埋立ごみ：1円～1.3円/L**
※袋に入らないごみは除く

### 採用の理由

- 自治体アンケートでは、1.1円～1.5円/L未満が最もごみの削減効果が高かった結果を踏まえると**1.1円～1.5円/L未満が適当**と思われる。
- 近隣市、松塩地区広域施設組合内の市村とのバランスや市民の負担軽減の観点を考慮すると、**1.0円～1.3円/Lが妥当**と考えられる。

# 諮問重点項目１検討事項（手数料の金額設定について）

## ３　他自治体の状況（自治体アンケート）

### ⑴　自治体アンケート（手数料設定状況）

| 単価（円/L） | 可燃 | 不燃 |
|---|---|---|
| 1.0円未満 | 5 | 3 |
| 1.0円 | **10** | 7 |
| 1.1～1.5円未満 | 7 | 6 |
| 1.5～2.0円未満 | 6 | 5 |
| 2.0円 | 8 | **8** |
| 合　計 | 38 | 31 |

「指定ごみ袋方式」による料金設定は、

**○可燃ごみは、1.0円/ℓ**
**○不燃ごみは、2.0円/ℓ**

を導入している自治体が最多

### ⑵　県内他市の状況

| 自治体名 | 対象ごみ種及び手数料 | 自治体名 | 対象ごみ種及び手数料 |
|---|---|---|---|
| **長野市** | 可燃・不燃　1円 | 小諸市 | 可燃・不燃　1円未満<br>※生ごみ　1.1～1.5円未満 |
| 上田市 | 可燃・不燃　1円<br>資源　1円未満 | 中野市 | 可燃・不燃　1.5～2.0円未満 |
| 岡谷市 | 可燃・不燃　1.1～1.5円未満 | 大町市 | 可燃・資源　1円未満 |
| 飯田市 | 可燃・不燃　2円 | **塩尻市** | 可燃　1.1～1.5円未満<br>不燃　1.5～2.0円 |
| 須坂市 | 可燃・不燃　1円 | **安曇野市** | 可燃　1円 |

# 諮問重点項目１検討事項（手数料の金額設定について）

⑶　松塩地区広域施設組合内の状況

■塩尻市・朝日村

| 袋の種類 | 袋の大きさ 小 | 袋の大きさ 中 | 袋の大きさ 大 |
|---|---|---|---|
| もえるごみ | 14リットル15円（1.1円） | 25リットル30円（1.2円） | 45リットル60円（1.3円） |
| うめたてごみ | 8リットル15円（1.9円） | 18リットル30円（1.7円） | 30リットル60円（2.0円） |

■山形村

| 袋の種類 | 袋の大きさ 小 | 袋の大きさ 大 |
|---|---|---|
| 可燃ごみ | 15リットル27.5円 | 40リットル前後35.2円 |
| 資源(金物、ガラスびん)・破砕・埋立ごみ | ー | 30リットル38.5円 |

※数値は、店頭での1枚の販売価格（処理手数料＋製造販売手数料）
※1リットル当たりの単価不明

## ４　世帯における費用負担のシミュレーション

【想定条件】

●手数料は、各ごみ種「1.0円/L」と「1.3円/L」
●袋1枚当たりの価格は、市調査（令和8年6月）による（可燃：16円、破砕・埋立：21円）
●1世帯で、1カ月に使用する指定ごみ袋の枚数は、以下のとおり仮定
　・可燃ごみ：10枚　・破砕・埋立ごみ：各1枚
●各ごみ種も、最大容量の指定ごみ袋（30L）を使用
●制度実施後の減量率は、10%（可燃ごみ導入前10枚/月→9枚/月）を想定

| 1世帯1カ月当たりの費用負担 | 1.0円/L | 1.3円/L | 差 |
|---|---|---|---|
| 導入前 | （袋代のみ）<br>176円＋46.2円<br>≒　222円 | （袋代のみ）<br>176円＋46.2円<br>≒　222円 | ±0 |
| 導入後 | （袋代＋手数料）<br>158.4円＋46.2円＋270円<br>＋60円<br>≒　535円 | （袋代＋手数料）<br>158.4円＋46.2円＋351円<br>＋78円<br>≒　634円 | ＋99円 |
| 増額分 | ＋313円 | ＋412円 | |
| ★導入後3年度目の削減率（導入前3年度を100）※自治体アンケートより | | | |
| 可燃ごみ | ▲12.5% | ▲37.1%※ | ▲24.6% |
| 破砕・埋立ごみ（不燃） | ▲35.7% | ▲59.4%※ | ▲23.7% |

※1.3円/Lの削減率は、1.1円/L～1.5円/L未満の数値（1.3円の削減率はアンケートで未調査のため。）

# 諮問重点項目１検討事項（手数料の金額設定について）

## ５　1円/Lと1.3円/Lの場合の比較まとめ

| 項目 | 1.0円/L | 1.3円/L |
|---|---|---|
| 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果 | • 一定の減量効果はあるが、1.3円/Lほどではない。 | • 自治体アンケート結果では、1.1円/L～1.5円/L未満が最も減量効果が高かったことから、同様の効果が期待できる。<br>• 1.0円/Lと比較し、可燃/破砕・埋立ごみ共に約24～25%削減効果が高い。 |
| 住民の受容性の考慮 | • 手数料の額は少ない方が受け入られやすい。<br>• 自治体アンケート結果では、38自治体中8自治体（約21%）が2.0円/Lとしている。<br>• 「負担と感じる」か「受け入れられる」かは、社会経済状況のほか、環境に対する個人の意識により左右される。<br>• 市民アンケート結果を参考に判断することも可能 | |
| 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮 | • 隣接する安曇野市等とは同額となる一方で、松塩地区広域施設組合を構成する市村との差が発生する。 | • 松塩地区広域施設組合を構成する自治体と一定の均衡が図れる。 |

※項目は、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」による

| 歳入見込額 | 約3億5千万円 | 約4億6千万円 |
|---|---|---|

※R10に制度導入と仮定。導入によるごみ削減効果や過去の指定ごみ袋販売実績により算出（可燃ごみと破砕・埋立ごみの合計額）

第8回専門部会

資料４
別添２

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

【再　検　討　項　目】

破砕・埋立ごみの取扱いについて

# 破砕・埋立ごみの取扱いについて（再検討事項）

## 1　再検討の趣旨

第6回専門部会において、部会長から「**破砕ごみ・埋立ごみの二つをまとめて不燃ごみと呼ぶことは良いにしても、あえてこれらをまとめて不燃ごみとして分別する必要はないのではないか。不燃ごみに関しては検討が必要**」との判断があったため、不燃ごみ／破砕・埋立ごみの取扱いについて再検討するもの。

## 2　第6回専門部会審議結果（破砕・埋立ごみに関する事項のみ抜粋）

| 分別区分 | 答申案の方向性 |
|---|---|
| 不燃ごみ | 「埋立ごみ」「破砕ごみ」をまとめ、<br>「不燃ごみ」の分別・区分とする方向で検討 |

### 付　帯　事　項

- ◆ 「不燃ごみ」の区分は、新ごみ処理施設の稼働（令和15年度）に併せて一括回収の検討を行うこととし、本制度導入によらず分別区分変更に向けて検討すること。
- ◆ 方向性（案）のほか、処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。

### 採用の理由

- ➢ 「埋立ごみ」という名称が不適当
- ➢ 専門部会の中で委員からも分別に関する意見が多数出ているとおり、市民にとっても分別区分が多くわかりづらいことから、見直しすることが適当

# 破砕・埋立ごみの取扱いについて（再検討事項）

## ３　専門部会での意見

| 項目 | 意見の内容 |
| --- | --- |
| 破砕・<br>埋立ごみ<br>について | ● 破砕ごみと埋立ごみは性格がかなり違うものであるが、それを不燃ごみとして一括で集めてしまおうというのは少し違和感がある。<br>● 不燃ごみという名称にすることについてはお任せしたい。<br>● 破砕ごみと埋立ごみの二つをまとめて不燃ごみと呼ぶことは良いにしても、あえてこれらをまとめて不燃ごみとして分別する必要はないのではないか。<br>（他、このままでも良いとする意見　1件） |

# 破砕・埋立ごみの取扱いについて（再検討事項）

## ４「破砕ごみ・埋立ごみ」を「不燃ごみ」に変更とした理由

### ⑴　新ごみ処理施設の建設（R15～）を見据えた対応

令和15年度に稼働予定の新ごみ処理施設の施設規模、処理能力については、市民のごみの排出に係る利便性の向上、収集体制の効率化などを踏まえた計画となっています。



**収集体制の効率化**

- 破砕ごみ・埋立ごみを「不燃ごみ」として一括収集が可能
- 収集回数の減。破砕ごみ・埋立ごみそれぞれ月１回ずつから不燃ごみ月１回の回収
- 運搬先の一元化




**市民の利便性の向上**

- 破砕ごみ、埋立ごみとして別々にごみステーションへ排出していたものを「不燃ごみ」として一括排出が可能
- 破砕ごみ・埋立ごみを一つの指定袋で排出可能
- 使用枚数の削減が可能

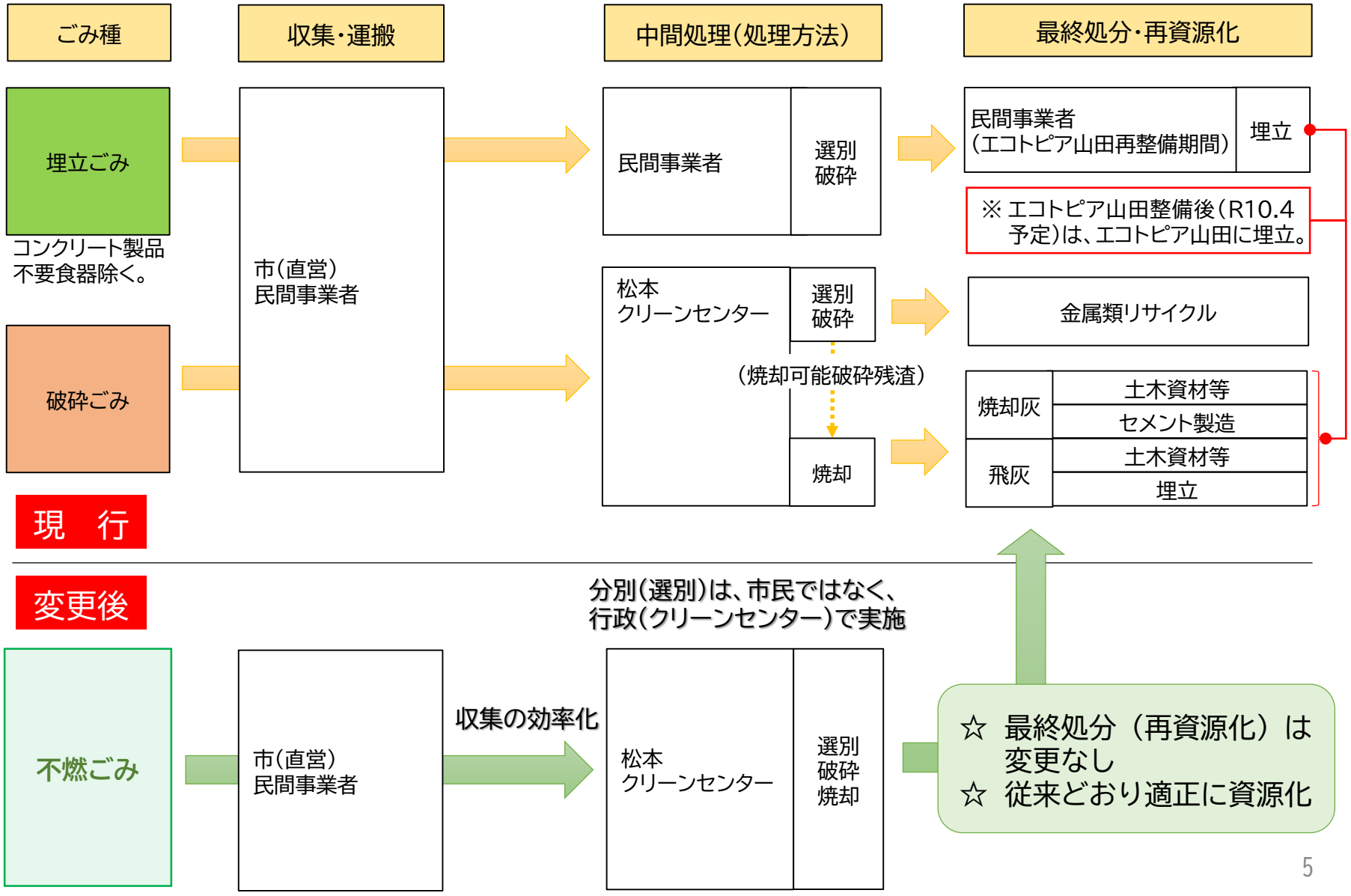


**新ごみ処理施設の施設規模**

令和8年3月に松塩地区広域施設組合で策定した「新ごみ処理施設基本計画【改定版】 」において、破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理施設の施設規模の算定にあたり、「将来の収集体制を考慮して、埋立ごみも同時収集した場合も想定して施設規模を算定します」としています。

# 破砕・埋立ごみの取扱いについて（再検討事項）

## ⑵　破砕・埋立ごみのごみ処理フロー（再資源化等）



# 破砕・埋立ごみの取扱いについて（再検討事項）

■「新ごみ処理施設基本計画（改訂版）抜粋」（松塩地区広域施設組合策定）

## 2　破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理施設

(1)　施設規模の算定

将来の収集体制を考慮して、埋立ごみも同時収集した場合も想定して施設規模を算定します。埋立ごみを同時処理するかについては、基本設計時に検討します。

1日当たり13t(5h稼働)の破砕ごみ・可燃性粗大ごみを処理できる施設
埋立ごみを同時処理する場合は、１日当たり１６ｔ（５ｈ稼働）を処理できる施設

現施設　施設規模：１日当たり３５t(5h稼働)
処理量　：　年間約２，５００ｔ

ア　破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理量

令和１５年度の予測による破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理量は、年間２，２３０ｔです。ただし、埋立ごみを同時処理する場合は、２，８３５ｔです。

地域計画及び構成市村算定値に基づき算定するため、処理量は令和１５年度の予測値を用います。地域計画及び構成市村算定値によると、破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理量は表3-2-1のとおり、２，２３０t／年と予測しています。ただし、埋立ごみを同時処理する場合は、２，８３５ｔです。

表3-2-1　破砕ごみ・可燃性粗大ごみ処理量

単位:t／年

| | 破砕ごみ | 可燃性粗大ごみ | 破砕処理量 | 埋立ごみ | 破砕処理量（埋立含む） |
|---|---|---|---|---|---|
| 組 合 | 327 | 1,903 | 2,230 | 605 | 2,835 |
| 松本市 | 317 | 1,485 | 1,802 | 605 | 2,407 |
| 塩尻市 | 10 | 382 | 392 | 0 | 392 |
| 山形村 | 0 | 36 | 36 | 0 | 36 |
| 朝日村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

凡例　：採用する破砕処理量　　資料：地域計画及び構成市村算定値の令和１５年度予測値

※災害による破砕ごみの処理は現在想定していません。

イ　施設規模

☞ 資料編　P１７

1日当たり13t(5h稼働)の破砕ごみ・可燃性粗大ごみを処理できる施設にします。埋立ごみを同時処理する場合は、１日当たり１６ｔ（５ｈ稼働）を処理できる施設にします。

第8回専門部会

資料４
別添３

# 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

## 【再　検　討　項　目】

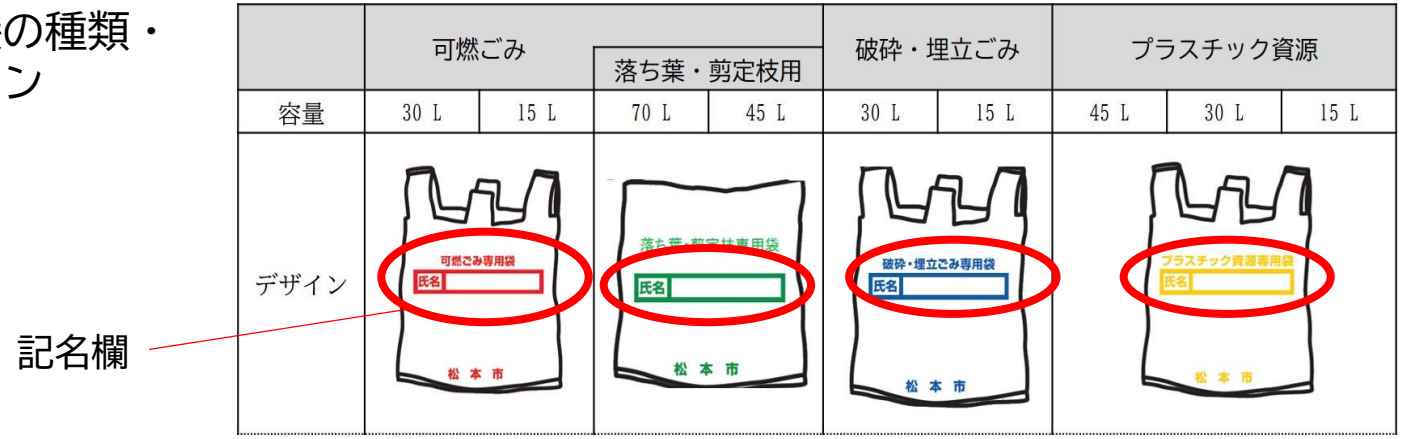
## 記名式について（情報提供）

※市民アンケートの設問になっていることから今回は結論を出しません。

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## １　第６回専門部会の資料及び方向性案の整理

### ⑴　指定袋の種類・デザイン




### ⑵　松本市指定袋の仕様とその仕様としている理由

現在の指定袋は、導入時の検討事項として以下のとおりまとめています。

| | | |
|---|---|---|
| a | 大きさ | ごみ袋の大きさは平均世帯で、**１収集日１枚使用する大きさ**とする。<br>【可燃ごみ用３０ﾘｯﾄﾙ 、プラスチック用４５ﾘｯﾄﾙ 、埋立て用３０ﾘｯﾄﾙ】 |
| b | 記名式 | **ごみ分別に責任を持つ**ように、記名を義務づける。 |
| c | 色 | **ごみ袋の種類が分かる**ように文字の色を変える。 |
| d | 障がい者への配慮 | **目の不自由な方に、手で分かる**ように、可燃ごみ袋にマークの穴をあける。 |
| e | 外国人への配慮 | **外国人向け**に６カ国語表示とする。 |
| f | 厚さ | **収集作業員の腰痛対策**上、１袋に３０ｋｇ以上入れると袋が破れる厚さとする。<br>【各０．０２mm程度】 |
| g | その他 | **怪我対策**上、上部は取っ手付、ごみ袋が**ひっくり返っても安全に収集出来る**ように、下部にも持つ部分（はかま）をつける。また**内容が見える**ように透明とする。 |

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## ⑶　法令への規定

■松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）
第2条第2項　条例第9条第4項に規定する市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)は、ポリエチレン製で、容量15リットル、30リットル、45リットル又は70リットルの搬入廃棄物(この項において資源物を除く。)を収納できるものとし、あらかじめ市長の登録を受けたものとする。
第3条第2項第5号　指定袋には、搬入者の氏名又は搬入者が識別できる記号等を表示すること。

## ⑷　第６回専門部会で提示した方向性案

| 現　行 | | 方向性（暫定案） | |
|---|---|---|---|
| 記名式 | あり | 記名式 | 現行どおり＜あり（氏名以外も可）＞ |

※市民アンケートの結果により改めて検討

**採用の理由**

- 記名式は、集合住宅のごみが家庭系に移行することを鑑み、排出者責任を明確化して適正排出を促すことが必要。一方で、個人情報への配慮から氏名に限らず管理者が判別可能な記号等も使用可能であることが適当

▶ 賛成・反対の意見が出たため、上記の方向性案では決まらず、再度議論するという集約

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## ２　これまでの委員からの意見（有識者の意見を含む）

| 意見の内容 |
| --- |
| 【継続すべきという意見】<br>● 記名式は有料化実施時の適正排出の維持に有益<br>● 違反ごみがあったときに届けることができるので、記名式の方がごみの衛生委員としては助かる。<br>● 記名式をきちんと運用するということで、他市と同じように適正排出をキープできるのではないか。<br><br>【廃止すべきという意見】<br>● 過去に松本で生活していた際に、名前を書くことに違和感を覚えていた。分別に責任を持たせる意味合いでの記名だと思うが、個人情報保護の観点から配慮する必要があるのではないか。<br>● 他市や他県から松本市に引越しされて来た方は、ごみ袋に名前を書くことに対する抵抗感がすごく強いのではないか。<br>● 松本市は大学も何校かあり、学生で女性など誰が何を出したかというのが分かってしまう。<br>● 全国的にもプライバシーを考えて廃止する自治体が増えてきている。<br>● 記名式の理由がごみを出すことに対しての責任感ということだが、曖昧で慣習的な部分が強い。<br>● 記名式を廃止している他の自治体を研究、調査し、分別できていない人にどういう対策をしているか情報を仕入れ、前向きに検討いただきたい。 |

## ３　考えられるリスク

| 記名式を継続するリスク | 記名式を廃止するリスク |
| --- | --- |
| ・プライバシー侵害<br>・個人情報流出<br>・ストーカー行為などの犯罪に使用 | ・分別意識低下によるごみ排出量増加<br>・別の集積所への排出<br>・ごみステーション管理者の負担増<br>・ごみステーション周辺の環境の悪化<br>・記名式に戻すハードルが高い |

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## ４　県内の状況

- 長野県内において記名を必須又は努力義務としている市は19市中14市
- 19市の中では、記名式導入後に記名欄を廃止した市は無い

| 記名欄あり | | | 記名欄なし | |
|---|---|---|---|---|
| 記名<br>必須 | 記名<br>努力義務 | 記名<br>不要 | | 具体例 |
| 10市 | 4市<br>（松本市） | 2市 | 3市 | ○努力義務：<br>・無記名でも分別されていれば回収している。<br>・排出者が識別できる表示でも良いとしている。<br>○記名不要：<br>・記名欄はあるが使用していない。<br>・記名欄はあるが使用は集積所管理者に任せている。<br>○記名欄なし<br>・そもそも記名欄がない。<br>・地区名を記入する欄がある。<br>・集積所管理者が任意に使用できる枠がある。 |

分別ができていないごみの対処（他市の例）

- 注意シールを貼り１週間程度置いて排出者へ注意喚起。排出者自身が回収しない場合、市で回収
- 地区の役員にできる範囲で分別しなおしていただくよう依頼
- 常習性がある場合は中身を確認し行為者を特定する場合もある

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## ５　県外の状況

### ○令和４年度に新たに導入

【福井県鯖江市】
　市民一人ひとりがごみ減量化について関心と責任を持ち、自分ごととして意識してもらうきっかけとして、令和4年4月1日からごみ袋に氏名（世帯主）を書くようお願いしている。

### ○試行的に廃止（記名を任意）

【茨城県那珂市】
　令和8年4月1日以降、プライバシーの観点から、試行的に記名を任意とする。
　なお、試行開始後、分別やごみ出しルールが守られていない状況が多数発生した場合は義務に戻す。

### ○廃止に向けて検討

【千葉県野田市】
　令和8年7月29日に野田市から野田市廃棄物減量等推進審議会に「指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について」を諮問し、審議会において検討中

# ⑧－４　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（記名式）

## ６　紙おむつを減免とする場合に記名式とするか

**専門部会での意見**

- 紙おむつを出すときに、減免制度を受けるのであれば袋に記名しなければならないと思う。記名したくないという家庭もあると思うが、そうした場合に記名を免除していただけるのか。

紙おむつ・リハビリパンツ　など



減　免




又は



市販の透明袋など

可燃用指定袋

袋に「記名」のうえ、ステーションに排出




- おむつを排出する方の中には、「記名」に抵抗がある方が一定数いる。

記名式について、
継続ならば、「記名」
廃止ならば、「廃止」が**原則**

おむつ以外の可燃ごみ







可燃用指定袋

- 減免対象外の世帯で、おむつ以外の可燃ごみを排出する方の中にも、「記名」に抵抗がある方が一定数いる。

# ⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

第7回専門部会資料３
（抜粋・一部追記）

【参考：他市における紙おむつ等使用者の減免制度等】

| 自治体名 | 手数料の有無 | 対象となるおむつ類 | 減免の手法 | 排出方法 |
|---|---|---|---|---|
| 会津若松市 | 無料 | 紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー、おしり拭き、衛生手袋 | 市販の透明又は半透明袋で排出（市指定袋の使用不要） | 袋に油性ペンで「おむつ」と明記し、可燃ごみ収集日に排出 |
| 日光市 | 無料 | 紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー | 市販の透明又は半透明袋で排出（市指定袋の使用不要） | 外側に「おむつ」と記入の上、可燃ごみ収集日に排出 |
| 鎌倉市 | 無料 | 紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー | 45Lまでの市販の透明または半透明の袋（市指定袋の使用不要） | 「おむつ」と明記し、可燃ごみ収集日に排出 |

| 自治体名 | 手数料の有無 | 対象となるおむつ類 | 減免の手法 | 交付対象者 |
|---|---|---|---|---|
| 八王子市 | 無料 | 使用済みの紙おむつ（尿とりパッドを含む） | **おむつ専用袋**を申請に基づき交付 | ・乳幼児　・65歳以上の方　・障害者手帳をお持ちの方<br>・40歳以上65歳未満で介護保険制度上、アルツハイマーなど16種類の特定疾病に該当し、要介護1以上の認定を受けている方 |

※いずれの市も「ペット用」は除く。

紙おむつ等については、指定ごみ袋を無料で配付する方法以外に、**指定ごみ袋以外の透明な袋で排出可能**とする手法や**紙おむつ専用袋を製作して配付**する手法を取っている自治体もある。

| パターン１ | パターン２ | パターン３ |
|---|---|---|
| 【現物給付】<br>減免対象者に申請に基づき「**指定ごみ袋**」を配布 | 【おむつ専用袋の配布】<br>おむつ専用袋を新たに作成し、減免対象者の申請に基づき「おむつ専用袋」を配布 | 【指定ごみ袋以外での排出可】<br>透明又は半透明での排出可 |

# ⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

第7回専門部会資料３
（抜粋）

## ４　答申案の方向性（案）

減免制度は・・・　**導入する**

対象者・世帯は・・・　**生活保護受給世帯、乳幼児（2歳未満）のいる世帯、紙おむつ使用者　※付帯事項あり**

### 付　帯　事　項

- ◆ 少なくとも上記に掲げるものは、減免対象とする方向で検討すること。その他の対象は、他の給付制度の対象者や他自治体の事例を参考に必要に応じて検討すること。
- ◆ ごみの排出量に応じた費用負担制度の趣旨から、**無制限に減免とするのではなく、一定の上限**を設けること。
- ◆ 申請方法等については、**対象者に負担をかけない手法**と**行政がコストをかけない手法**の両面から最適な手法を検討すること。
- ◆ 紙おむつは、**紙おむつ使用者のうち減免対象とする者を検討**すること。また、**現物給付、おむつ専用袋の給付、透明な袋等による排出**など最適な手法を検討すること。
- ◆ 紙おむつ使用者に対する減免と他の対象者に対する減免とが重複しないようにすること。

今年度実施予定の市民アンケートで、減免に関する質問事項を設け、その結果に

### 採用の理由

- ➢ 自治体アンケートにおいても８割程度が導入しており、有
料水準で何らかの配慮をしているというご意見を踏まえ導
- ➢ 本制度はごみの排出量に応じた負担であり**全ての方に公平**
生活保護世帯は減免する他自治体の割合が高いこと、乳幼
おいて採用していること、紙おむつは毎日使うものであり減量が難しいことから、一定の負担軽減の配慮が必要である。

現時点の方向性では、
対象者の負担や行政コストを考慮しつつ、答申後に最適な手法を検討することとなっている。

制度内容検討資料１

- 制度導入の必要性　【更新なし・配付なし】
- 将来の目指す姿（イメージ図）　【更新なし・配付なし】
- 諮問項目に対する検討項目　【更新あり・配付あり】
- 制度内容の検討状況一覧表（第８回）　【更新あり・配付あり】

# 諮問項目に対する検討項目

【諮問項目１】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担**制度の仕組み**と**導入効果**

| 専門部会の回数 | | | |
|---|---|---|---|
| 第５回 | ①手数料を徴収する**ごみ種** | 【可燃ごみ、破砕・埋立ごみ、粗大ごみ】 | 【付帯事項】<br>以下を満たすものであること。<br>・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法<br>・収集運搬体制に影響が出ない方法<br>・莫大なコストがかからない方法<br>以下を考慮すること。<br>・排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。<br>・既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。 |
| | ②手数料の**徴収方法** | 【指定袋方式】<br>※袋に入る可燃ごみ及び破砕・埋立ごみ | |
| | ③根拠を含めた手数料の**金額設定（料金体系）** | 体系：【排出量単純比例型】<br>金額：【可燃ごみ　：1.0～1.3円/Ｌ<br>破砕・埋立ごみ：1.0～1.3円/Ｌ】 | |
| 第６回 | ⑦ごみステーション等への**排出の方法** | 詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計 | |
| | ⑧収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 | | |
| | ⑧－１　収集方法の変更 | 戸別収集：見送り<br>福祉収集：市で検討を進める<br>祝日収集：現行どおり | 【付帯事項】<br>戸別収集は、各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、柔軟に対応すること。<br>福祉収集は、共助の取組みを損なわないように配慮しつつ関係部局による検討を進めること。 |
| | ⑧－２　分別区分の変更 | 可燃ごみ：剪定枝は「資源物」の分別区分<br>不燃ごみ：【再度議論】<br>資源物：「剪定枝」を追加 | 【付帯事項】<br>処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。 |
| | ⑧－３　収集頻度の変更 | 可燃・破砕・埋立ごみ：現行どおり<br>資源物：回数増を検討 | 【意見】<br>剪定枝は実現可能性の目途を立て、方向性を具体化すること<br>回数減による市民の利便性を損なわないように検討すること<br>【付帯事項】<br>小売店等の民間回収との連携協力やステーション回収以外の市民の排出しやすい施策を検討すること。 |
| | ⑧－４　袋のサイズ・材質の変更 | 【暫定案（市民アンケートにより再検討）】<br>サイズ：5～10ℓの小型の袋の追加<br>材質：現行どおり<br>記名式：【別途議論】 | |

# 諮問項目に対する検討項目

専門部会の回数

## 【諮問項目１】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担**制度の仕組み**と**導入効果**

### 第７回

④手数料の**使途**の設定の有無

**設定：「有り（使途を定める）」**
**内容：**
**・手数料の対象となるごみが資源物につながる分別収集や再資源化などの施策に優先的に充てる**
**・市民が事後的に良かったと感じる事業に充てる**

【付帯事項】
処理費用の使途を広報や市ホームページで公開するなど、市民の制度への理解につながる施策を併せて講じること。

⑤**減免制度**の導入の有無及び導入する場合の**減免対象範囲**

**導入：「有り（導入する）」**
**範囲：生活保護受給世帯、乳幼児（2歳未満）のいる世帯、紙おむつ使用者**

【付帯事項】
◆少なくとも上記に掲げるものは、減免対象とする方向で検討すること。その他の対象は、他の給付制度の対象者や他自治体の事例を参考に必要に応じて検討すること。
◆ごみの排出量に応じた費用負担制度の趣旨から、無制限に減免とするのではなく、一定の上限を設けること。
◆申請方法等については、対象者に負担をかけない手法と行政がコストをかけない手法の両面から最適な手法を検討すること。
◆紙おむつは、紙おむつ使用者のうち減免対象とする者を検討すること。また、現物給付、おむつ専用袋の給付、透明な袋等による排出など最適な手法を検討すること。
◆紙おむつ使用者に対する減免と他の対象者に対する減免とが重複しないようにすること。

## 【諮問項目２】
市民との**合意形成**及び市民への**周知啓発**に係る手法

⑨市民との**合意形成**の手法

⑩市民への**周知啓発**の手法

**若者や外国人の方も含めた全ての市民の方に制度内容が行き届くようにあらゆる手段と十分な周知期間をもって丁寧な説明を行うこと**

### 今回 第８回

⑥**制度の見直し**方法

今回決めていただきたい項目

## 【諮問項目３】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と**併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策**

⑪制度実施時に**併せて実施すべき施策**

### 第９回 第１０回

答申（案）協議

# 制度内容の検討状況一覧表

| 専門部会検討時期 | 答申（案）作成までに検討する項目 | | 考え方のポイント | 自治体アンケート結果の概要<br>（第４回専門部会資料１別添からの転記） | その他参考となる資料<br>（環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等） | 専門部会での検討結果まとめ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第４回<br>第５回 | ① | **手数料を徴収するごみ種**<br>・可燃ごみ<br>・可燃ごみ、破砕ごみ、埋立ごみ<br>・可燃ごみ、破砕ごみ、埋立ごみ、資源物　など | ■ごみの減量化に効果がある対象品目の設定となっているか。<br>■市民の費用負担が大きすぎる対象品目の設定となっていないか。<br>■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）対象品目の設定となっているか。<br>■松本市のごみ処理体制で実現可能な対象品目の設定となっているか。<br>■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。） | ・有料化制度を導入していると回答があった３８自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは３１自治体、資源物を有料としているのは１２自治体となっている。<br>・可燃ごみを単独で有料化している自治体は４自治体のみで、残り３４自治体は他のごみと組み合わせて有料化を導入している。<br>・最も多い組み合わせは「可燃＋不燃」で２６自治体となっている。<br>・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。<br>・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後１年度にかけては「可燃＋不燃」となっている。<br>【該当ページ】P1～6、P13～23 | （品目別の有料化を実施している自治体割合）<br>・可燃ごみ<br>有料化６２．４パーセント、一部有料化１．１パーセント<br>・不燃ごみ<br>有料化５０．４パーセント、一部有料化０．９パーセント<br>・資源物<br>有料化２５．６パーセント、一部有料化１．７パーセント<br>・粗大ごみ<br>有料化７２．８パーセント、一部有料化２．６パーセント<br>・その他のごみ<br>有料化１４．１パーセント、一部有料化１．４パーセント<br>⇒　有料化している品目で多いのは、粗大ごみ＞可燃ごみ＞不燃ごみ＞資源物＞その他のごみの順である。<br>【手引き該当ページ】P21 | **■対象ごみ種**<br>**「可燃ごみ」「破砕・埋立（不燃）ごみ」「粗大ごみ」**<br>**※「資源物」は対象としない。** |
| 第４回<br>第５回 | ② | **手数料の徴収方法**<br>・指定ごみ袋方式<br>・シール貼付方式　　など | ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。<br>■市民にとって、手数料を支払いやすい（購入しやすい）方法となっているか。<br>■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 | ・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは２２自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは１６自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。<br>・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。<br>○可燃ごみ　　４種類　５～４０Ｌ<br>○不燃ごみ　　４種類　５～４０Ｌ<br>○プラスチック類　２種類　１０～５０Ｌ<br>○生ごみ　　３種類　２～１７Ｌ<br>・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（９自治体）、「袋に入らないごみ」（５自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。<br>【該当ページ】P7～12 | ・指定ごみ袋方式を採用している自治体がほとんどである。<br>・指定ごみ袋方式にシール方式を併用している自治体は一部あり、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものに採用されている。<br>【手引き該当ページ】P26～27 | **■手数料の徴収方法**<br>**「指定袋方式」**<br>**※対象は、袋に入る可燃ごみ及び破砕・埋立ごみ** |
| 第４回<br>第５回 | ③ | **根拠を含めた手数料の金額設定（料金体系）**<br>・○Ｌ当たり○円<br>・１０枚まで無料、以降○Ｌ当たり○円　　など | ■ごみの減量化に効果がある料金体系、金額設定となっているか。<br>■市民の費用負担が大きすぎる金額設定となっていないか。<br>■分かりやすい料金体系、金額設定となっているか。<br>■公平な費用負担となっているか。 | ・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型（均一従量制）で３４自治体となってる。<br>・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。<br>・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは１円/L、不燃ごみは２円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。<br>・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が１円から９，９００円まで様々であった。<br>・シールの料金設定は、３種類以上で段階的に設定している自治体が多い（６自治体）が、１種類、２種類としている自治体（５自治体）と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い（６自治体）。<br>・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。<br>【該当ページ】P1～6、P13～23 | ・可燃ごみにおける徴収方法では、「排出量単純比例型」が９割以上となっている。<br>・指定ごみ袋方式を採用している自治体のほとんどが、「排出量単純比例型」である。<br>・平成２２年度から平成３０年度に有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型における料金水準の平均は１．１１円/Lである。<br>【手引き該当ページ】P16、P20 | **■手数料の料金体系**<br>**「排出量単純比例型」**<br><br>**■手数料の金額設定**<br>**「可燃ごみ　　：１．０～１．３円/Ｌ」**<br>**「破砕・埋立ごみ：１．０～１．３円/Ｌ」**<br>**※金額の決定はできないため、現時点では金額に幅を持たせる。** |
| 第６回 | ④ | **手数料の使途の設定の有無** | | ・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。<br>・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。<br>【該当ページ】P24 | | **■設定：「有り（使途を定める）」**<br>**■内容：**<br>**・手数料の対象となるごみが資源物につながる分別収集や再資源化などの施策に優先的に充てる**<br>**・市民が事後的に良かったと感じる事業に充てる** |
| 第６回 | ⑤ | **減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲** | | ・減免制度は、約８０パーセントの自治体で導入（対象３８自治体のうち、３０自治体で制度ありと回答）。<br>・減免実施自治体３０自治体中、２７自治体が減免に上限を設定している。<br>・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（６自治体）。<br>・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。<br>①生活保護受給世帯<br>②乳幼児（２～３歳未満）のいる世帯<br>③紙おむつ使用者（高齢者・障害者）<br>④児童扶養手当受給世帯<br>⑤障害者手帳所持世帯（市民税非課税）<br>【該当ページ】P25～28 | | **■導入：「有り（導入する）」**<br>**■範囲：生活保護受給世帯、乳幼児（2歳未満）のいる世帯、紙おむつ使用者** |
| 第８回 | ⑥ | **制度の見直し方法** | | ・有料化実施の「制度変更あり」が、１８自治体/３８自治体（４７パーセント）<br>・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。<br>・変更内容は以下のとおり。<br>○サイズ追加：<br>八王子市（不燃5Lミニサイズ追加）<br>松江市（可燃10L追加）<br>岸和田市（30L袋追加）<br>○制度方式変更：<br>佐世保市（シール貼付→補助券）<br>久留米市（可燃と不燃の兼用化）<br>【該当ページ】P29～30 | | |
| 第４回<br>第５回<br>第６回 | ⑦ | **ごみステーション等への排出の方法**<br>・規定を超えるサイズのごみの出し方　など | ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。<br>■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。<br>■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。<br>■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。） | ・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。<br>①粗大ごみ収集<br>②直接搬入<br>③シール添付<br>【該当ページ】P31 | ・一部の自治体で、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものにシール方式が採用されている。<br>【手引き該当ページ】P26～27 | **■答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計**<br><br>**【付帯事項】**<br>**○以下を「満たすもの」であること。**<br>**・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法**<br>**・収集運搬体制に影響が出ない方法**<br>**・莫大なコストがかからない方法**<br>**○以下を「考慮する」こと。**<br>**・排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。**<br>**・既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。** |

# 制度内容の検討状況一覧表

| 専門部会検討時期 | 答申（案）作成までに検討する項目 | | 考え方のポイント | 自治体アンケート結果の概要<br>（第４回専門部会資料１別添からの転記） | その他参考となる資料<br>（環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等） | 専門部会での検討結果まとめ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第４回<br>第５回<br>第６回 | ⑧ | **収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項** | ■ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。<br>■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。<br>■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。<br>■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。<br>■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。） | （同時に実施した取組内容）<br>①　収集方法の変更<br>・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）<br>・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。<br>②　分別方法の変更<br>・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。<br>・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。<br>③　収集頻度の変更<br>・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。<br>・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。<br>④　その他の取組<br>・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。<br>（すこやかサポート事業・ふれあい収集）<br>・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金（松本市実施済）の補助額を増額した自治体もある。 | － | **■⑧－１　収集方法**<br>**戸別収集：見送り**<br>**福祉収集：市で検討を進める**<br>**祝日収集：現行どおり**<br>**■⑧－２　分別区分**<br>**可燃ごみ：剪定枝は「資源物」の分別区分**<br>**不燃ごみ：【再度議論】**<br>**資源物：「剪定枝」を追加**<br>**※剪定枝、草の資源化について、対応可能な業者を調査し、改めてその実現可能性を含めて再度議論**<br>**■⑧－３　収集頻度**<br>**可燃・破砕・埋立ごみ：現行どおり**<br>**資源物：回数増を検討**<br>**■⑧－４　袋のサイズ・材質等**<br>**サイズ：5～10ℓの小型の袋の追加**<br>**材質：現行どおり**<br>**記名式：【別途議論】**<br>**※指定袋のサイズ、材質等については、市民アンケート結果を踏まえ再度議論** |
| | | | | 【該当ページ】P32～36 | － | |
| | | **市民の民意の把握**<br>・アンケート調査の実施　　など | 市民との合意形成の手法に移行 | － | － | － |
| 第７回 | ⑨ | **市民との合意形成の手法**<br>・パブリックコメントの実施<br>・市民説明会の開催<br>・市民アンケート調査の実施<br>・市民の利便性向上（収集回数の増加など）に係る施策の実施<br>・不法投棄対策の実施方法　など | | （住民への説明内容）<br>・住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。<br>・「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。<br><br>（有料化実施前に寄せられた意見）<br>・有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。<br>・次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。<br><br>（ごみステーション等への不適正排出・不法投棄）<br>・有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。<br>・不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（１７自治体）。 | | **若者や外国人の方も含めた全ての市民の方に制度内容が行き届くようにあらゆる手段と十分な周知期間をもって丁寧な説明を行うこと** |
| | | | | 【該当ページ】P37～44 | | |
| 第７回 | ⑩ | **市民への周知啓発の手法**<br>・市民説明会の開催<br>・戸別配布チラシの作成　　など | | （周知啓発の手法）<br>・約８２パーセントの自治体が市民説明会を実施。開催回数は１００回以上が多数。（最多は八王子市の１，７２１回）<br>・説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向<br>・特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。<br>・集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。<br>・コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。 | | **同上** |
| | | | | 【該当ページ】P45～47 | | |
| 第８回 | ⑪ | **制度実施時に併せて実施すべき施策** | | （減量化・再資源化施策）<br>・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。<br>・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が２５自治体あった。<br><br>（不法投棄対策）<br>・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。<br>・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。<br>・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 | | |
| | | | | 【該当ページ】P48～51 | | |